

田原本町次世代育成支援後期行動計画

平成 22 年 3 月

奈良県 田原本町

ごあいさつ

田原本町次世代育成支援後期行動計画は、子どもたちの健やかで心豊かな育ちを促し、また、地域社会全体で子育てをしていくため、指針を定めた計画です。

計画の策定にあたっては、本計画策定協議会を構成されておられる委員の方々に熱心に議論いただきました。

子育て支援は、かつては大家族の中での互いの協力、あるいは地域のつながりの中で行われてきました。しかし、近來少子化や核家族化の進行に伴って、血縁・地縁のつながりが薄れつつあること等から、子育てについての孤立感や負担感が大きくなっていると言われていています。

田原本町次世代育成支援後期行動計画は、こうした課題を解決するために、平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間の計画期間に取り組む事業をとりまとめたものです。

子育て支援を重要施策の一つとして位置付け、子育て支援の充実に努め、安心して子どもを生み育てることができるような地域づくりを目指して取り組んでおります。

田原本町の未来を担う子どもたちが、希望に満ちた将来へ向かってすくすくと成長できるよう、町民の方々と力を合わせて次世代育成支援行動計画の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

平成 22 年 3 月

田原本町長 寺田典弘

～目次～

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置付け.....	4
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	4
第2章 計画の基本的な考え方.....	5
1 基本理念.....	7
2 基本的な視点.....	8
3 計画の基本目標.....	9
4 施策の体系.....	10
第3章 基本計画.....	11
1 地域における子育て支援の充実.....	13
2 子育てと社会参加の両立の支援.....	27
3 子どもの豊かな成長の支援.....	32
4 子どもが健やかに育つ安心なまちづくり.....	38
第4章 計画の推進体制.....	41
1 庁内体制の整備.....	43
2 計画の進行管理.....	43
3 住民との協働体制の構築.....	43
4 計画の内容と実施状況の公表.....	43
第5章 計画の目標事業量.....	45
1 特定12事業.....	47
2 施策の評価指標.....	48
資料編.....	49
1 田原本町の概況.....	51
2 アンケート調査の概要.....	58
3 策定の経過等.....	67

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

全国的に少子高齢化が急速に進む中、子育てにおける不安感や孤立感を抱える保護者の増加、家庭や地域の養育力の低下、子どもの育ちの保障の充実など、様々な課題への対応が求められており、子育て中の親や子どもを支援する次世代育成に関する施策の充実を図ることが急務となっています。国では、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を進めるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。また、平成15年7月に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」等の4つの重点課題が提示され、これに沿った具体的な計画である「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）を踏まえ、様々な対策を実施してきました。しかし、平成17年にわが国は初めて総人口が減少に転じ、出生数106万人、合計特殊出生率が1.26と過去最低を記録するなど、予想を上回る少子化の進行がみられました。

このような動向を踏まえ設置された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議では、結婚や出産・子育てに関する国民の希望の実現のために必要なものについて検討が進められ、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がとりまとめられました。重点戦略では「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」が必要であるとされ、この実現のため平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」がとりまとめられました。憲章では、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すべきであるとし、企業や国民、国、地方公共団体などの関係者が果たすべき役割を掲げています。また、行動指針においては、憲章が掲げる社会を実現するために必要な条件を示すとともに、各主体の取り組みを推進するための社会全体の目標を設定しています。

このような国の次世代育成支援に関する一連の流れを受け、子どもが健やかに成長することができ、誰もが安心して楽しみながら子育てできる地域を築くため、田原本町における子どもを取り巻く様々な分野の施策を総合的に推進していくことができるよう、田原本町次世代育成支援後期行動計画（以下「後期行動計画」という。）を策定しました。

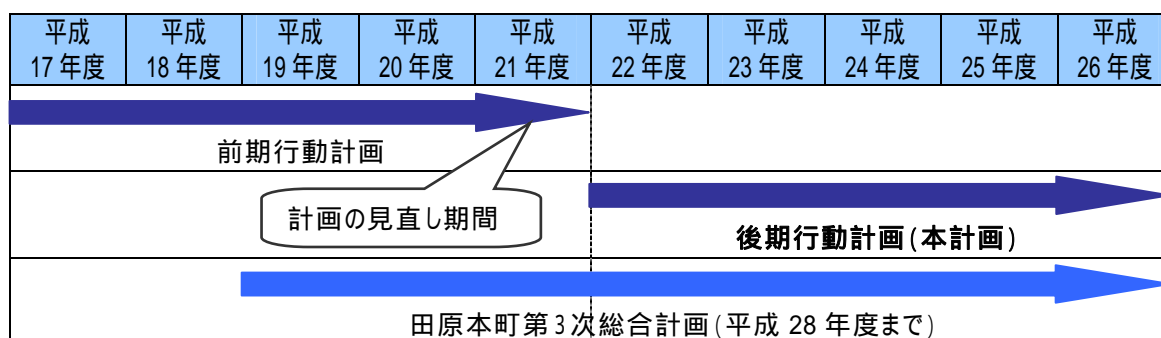
2 計画の位置付け

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく市町村行動計画に当たる田原本町の行動計画です。平成17年3月作成の田原本町次世代育成支援行動計画（以下「前期行動計画」という。）の後期計画であり、これまでの取り組みを踏まえながら今後の田原本町の少子化対策、子育て支援に関する施策を積極的に推進するための指針となるものです。

また、町の上位計画である「田原本町第3次総合計画」の部門別の個別計画として、田原本町の施策を総合的・一体的に進めるため、関連計画とも整合性を保ちながら策定しています。

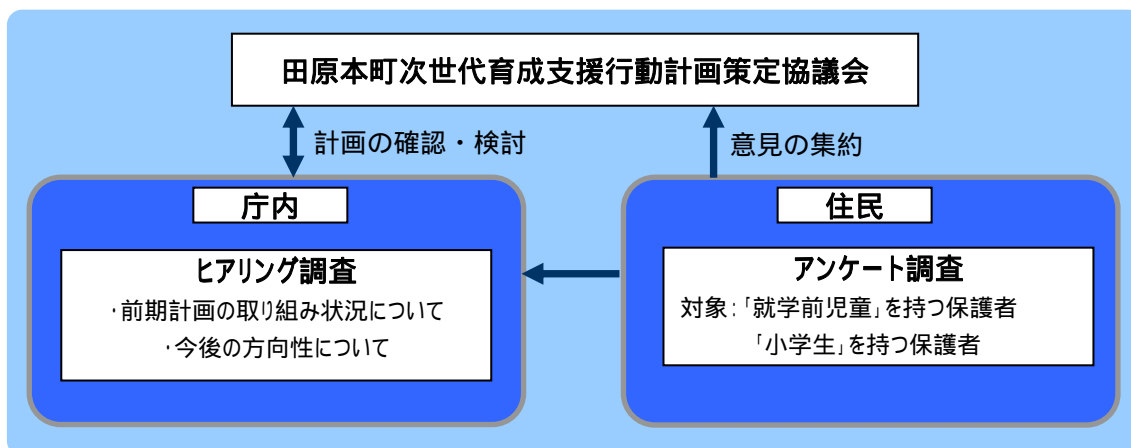
3 計画の期間

この計画の期間は、平成17年度から平成21年度を期間として策定した前期行動計画に引き続き、平成22年度から平成26年度までの5年を期間とする後期行動計画として策定します。



4 計画の策定体制

町内在住の0～5歳のお子さんを持つ保護者を対象としたアンケート調査や庁内各課ヒアリング調査等の結果を踏まえるとともに、「田原本町次世代育成支援行動計画策定協議会」での協議を経て策定しました。



第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

田原本町次世代育成支援行動計画の目指す方向性として、次の基本理念を定め、子育て支援策を推進してきました。後期行動計画においても、引き続き町全体が一体となって子育て支援に取り組み、家庭はもとより、地域、各種事業所、行政など、社会全体が協力し、田原本町で子どもを生き育てることが喜びとなるまちを目指します。

基本理念については、前期行動計画の理念をそのまま継承することとし、以下の通り定めます。

すくすくと 子どもが育つ たわらもと

子どもは「未来の夢」、「次世代の希望」であり、その育成は子どもを持つ家庭のみならず、すべての住民にとっての喜びでもあります。

田原本町においては、「自然と歴史・文化が育む新しい生活拠点 たわらもと」の将来像のもと、豊かな自然環境の恵みと広域交通網の整備による充実した都市機能を活かしたまちづくりを進め、田原本独自の文化を育てています。

このような環境の中で、田原本町に住むことに喜びを感じながら子どもを健やかに生き育てられる社会の実現を目指し、家庭、地域、各種事業所、行政などがそれぞれの役割分担と連携・協力を図り、子育て支援を推進していくことが求められます。そのため、すべての住民が人と人との絆を大切にし、一人ひとりの優しさの中で、子どもがすくすくと育ち、親と子が安心と安らぎを持って生活することができるまちを目指します。

2 基本的な視点

【子どもの視点】 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

子ども自身が幸せであり、どんな家庭環境や障がいにも左右されず、生命と人権が尊重され、健やかに育つことのできる環境づくりを進めます。

【家庭の視点】 すべての親が安心して子育てできるまちづくり

子育てに関して、不安や負担を感じることなく、安心して子どもを生み育てることのできるまちづくりを進めます。また、仕事と子育てを両立するための環境を整備していきます。

【地域の視点】 地域みんなで子育てを応援していくまち

地域に住む一人ひとりが子育てを支えています。地域住民が持つ英知と力を地域の子育てに活用するため、住民が自ら進んで行動し活動する視点に立って、地域みんなで子育てを応援する仕組みづくりを進めます。

【社会全体による支援の視点】

家庭や地域、各種事業所など社会全体で子育てを支援する環境づくり

子どもも田原本町民の一人であるという認識のもとで、家庭、地域、各種事業所、行政などが、それぞれの役割を担いながら、社会全体で子育てを支援する視点に立った取り組みを進めます。

3 計画の基本目標

基本目標1 地域における子育て支援の充実

安心して子育てができるまちづくりを推進し、すべての人々が地域において、健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう、交流の促進や相談事業、情報提供の充実など、各種事業の充実に努めます。

基本目標2 子育てと社会参加の両立の支援

多様化する就労形態に応じて、保育サービス等の充実に努めるとともに、男女共同参画の推進や育児・介護休業法等の各種法制度の普及啓発に努めます。

基本目標3 子どもの豊かな成長の支援

家庭・学校・地域等が連携し、社会問題化している不登校やいじめ等の対策に取り組めます。

また、様々な体験や経験を通じて学ぶ機会の充実に努め、子どもの健全な心の育成に努めます。

基本目標4 子どもが健やかに育つ安心なまちづくり

子どもとその保護者が地域で安全かつ快適に暮らすためには、生活環境の整備が不可欠です。このため公共施設等のバリアフリー化を図るとともに交通安全、防犯対策といった子どもの安全確保の徹底を推進します。

4 施策の体系

すくすくと 子どもが育つ たわらもと

基本的な視点

子どもの視点 : すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

家庭の視点 : すべての親が安心して子育てできるまちづくり

地域の視点 : 地域みんなで子育てを応援していくまち

社会全体による支援の視点 : 家庭や地域、各種事業所など社会全体で子育てを支援する環境づくり

1. 地域における子育て支援の充実

- (1) 地域における子育て支援体制の充実
- (2) 子どもと親の健康確保
- (3) 要支援児童へのきめ細やかな対応
- (4) 地域における子育て支援のネットワークづくり
- (5) 経済的支援

2. 子育てと社会参加の両立の支援

- (1) 保育・放課後児童保育サービスの充実
- (2) 男女共同参画の推進
- (3) 子育てしやすい職場づくりの推進

3. 子どもの豊かな成長の支援

- (1) 次代の親になるための学習環境の整備
- (2) 多様な学習環境の充実
- (3) 思春期保健の充実

4. 子どもが健やかに育つ安心なまちづくり

- (1) 子育てを支援する生活環境の整備
- (2) 子どもの安全の確保

第3章 基本計画

第3章 基本計画

1 地域における子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援体制の充実

【現状と課題】

地域でのつながりが持てずに孤立化した中で、子育てをする保護者や子どもの発達・発育に不安を抱えながら子育てをしている保護者など、子育てに何らかの不安や負担を抱えている保護者が多いことがうかがえます。現在、地域子育て支援センター宮古や子育て相談センター宮森・阪手での交流の場の提供や子育てサークルの支援など、地域での子育て支援の取り組みを進めていますが、今後も継続して保健センターや地域子育て支援センター、児童館（ふれあいセンター）などで横のつながりを持ちながら、地域でゆとりを持って子育てができるように支援体制の充実が求められます。

また、アンケート調査結果をみると、小学生においては、「地域の子ども会の活動」を通じての交流のほか、「保健センターでの情報・相談」への利用意向が比較的高くなっていることから、保健センターなどの地域の施設を通じた情報提供の充実が必要です。

【計画】

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
子育て交流の推進	<ul style="list-style-type: none">地域の施設等を利用して、さらなる子育て交流の場の拡充に努めます。交流する場に出ていきやすくなるような情報提供（乳児全戸訪問事業や乳幼児健康診査などでのPR等）をしながら交流を促進します。	◎	健康福祉課 (保健センター)
子育て支援センターの充実(宮古)	<ul style="list-style-type: none">子育て相談等の各種事業の充実に努めます。地域の施設等を利用して、子育て世代の交流や世代間交流の場の拡充に努めます。	◎	健康福祉課

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
子育て中における保護者の社会参画への支援	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の保護者が親子で参加できる各種のイベントや講座などを開催し、社会参画しやすい環境づくりを進めます。 	◎	産業観光課
各種相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センター、子育て相談センターだけにとどまらず、保健センター、総合リハビリテーションセンター等の地域の施設での身近な相談窓口の設置に努めます。 町外での広域的な相談窓口に関する情報提供に努めます。 民生児童委員の協力を得て訪問による相談の実施を検討します。 	◎	健康福祉課
子育てに関する情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 町広報、各種パンフレット、町ホームページを通じて子育てに関する情報提供の充実を図ります。 母子健康手帳交付時や転入手続き時などを通じてチラシの配布や個別通知など様々な形での情報提供を行います。 	◎	健康福祉課 (保健センター)
家庭教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 生きる力と社会性のある子どもを育成するための家庭における教育力を養うため、啓発活動の実施や学習機会の提供に向けた支援に努めます。 	○	生涯教育課

【主な事業】

事業名	事業内容
子育ての仲間づくり	マタニティ教室、赤ちゃん体操教室などで、保護者同士の交流を促し、子育て仲間づくりを支援する。
地域子育て支援拠点事業	子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。 【宮古保育園、保健センター東館に設置】
乳児相談	10～11ヶ月児を対象に、身体測定や、保健師による発達育児相談、栄養士による栄養相談、歯科衛生士による歯科相談、発達相談員による発達相談を実施している。 【保健センターで実施】
すこやか子ども相談	0歳児から就学前までの子どもが対象で、育児や食事などの相談に保健師・栄養士・歯科衛生士・発達相談員などが応じている。 【保健センターで実施】
発達相談	0歳児から就学前までの子どもが対象で、ことばや子どもの発達に関する相談に発達相談員が応じている。 【保健センターで実施】
世代間交流	ふれあいセンターにおいて、ふれあいクッキング事業やもちつき大会を実施するなど、世代間の交流づくりを行う。
地域との交流促進	ゆうゆうデー（田原本幼稚園）など、様々な企画を通じて地域の人を、また地域の子どもを知ってもらう機会づくりを行う。 【各幼稚園で実施】
学習・イベント開催時における託児コーナーの設置	子育て中の方が、イベントや各種講座に安心して参加できるよう、ボランティアなどの協力を得て、イベントや各種講座開催時に託児室の設置を推進する。
子育てに関する広報・啓発	子育ての楽しさを伝える啓発活動を行う。 「地域全体が子育てを支援する」という意識の啓発を行う。 妊婦自身の喫煙と受動喫煙が、体に与える悪影響についての啓発を行う。

(2)子どもと親の健康確保

【現状と課題】

出産・子育てをする上で、安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境の整備が重要となります。心身の健康の基礎をつくり健やかに発育・発達していきけるように、乳児相談・支援の充実や疾患予防対策を推進するとともに、不妊対策についても進めていくことが必要です。

子どもは、発育過程において様々な病気を患います。また、事故やその他アクシデントによるケガ等もあります。このような状況に対応していくためには、小児医療体制の充実と保護者への意識の啓発が求められます。

子どもが心身の成長の礎となる食物の内容や食事のあり方について、きちんと学び、規則正しい生活習慣を習得させるため、保健師や栄養士、地域の連携のもと食育に取り組むことが必要です。

【計画】

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
乳児相談・支援の充実	・子育てに関する様々な相談に対応できるよう、児童館、子育て支援センター、子育て家庭サポートセンター等と連携を図るとともに、乳児家庭全戸訪問事業や相談事業、各種教室等を実施します。	○	健康福祉課 (保健センター)
乳幼児期の疾患予防対策の充実	・子どもが心身ともに健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるよう、乳幼児健康診査の受診勧奨に努めます。 ・予防接種については、集団接種から個別接種へと移行していきます。	◎	健康福祉課 (保健センター)
事故などの防止対策の充実	・事故の防止について乳幼児突然死症候群の予防や乳幼児に多い事故の防止に向け、必要な情報提供や講習会等を通じた普及啓発を行います。	◎	健康福祉課 (保健センター)
小児医療の充実	・かかりつけ医を持つことへの啓発を行うとともに、町広報や健診などの機会を通じて休日や夜間の電話相談等の小児医療体制について周知を図ります。	○	健康福祉課 (保健センター)

施策	施策の内容	方向	担当課
「食育」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査等の機会を通じて食に関する指導や相談を実施します。 ・子ども自身が食に興味を持ち、関心を深められるよう、子どもまたは親子を対象とした料理教室を実施します。 	◎	健康福祉課 (保健センター)
不妊対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療に対する治療費助成制度(県事業)等の広報に努めます。 	◎	健康福祉課 (保健センター)

< 小児救急医療電話相談(奈良県) >

実施内容	<p>専門の看護師(必要に応じて医師)が子どもの急病に対して電話相談に対応する。</p> <p>相談電話番号: #8000(プッシュ回線) 0742-20-8119(携帯電話・IP回線・ダイヤル回線等)</p> <p>相談日時: 午後6時～翌日午前8時(平日) 午後1時～翌日午前8時(土曜) 午前8時～翌日午前8時(24時間:日曜・祝日・年末年始)</p> <p>対象者: 奈良県内に住む15歳未満の子ども及びその家族</p>
-------------	--

【主な事業】

事業名	事業内容
新生児・妊産婦訪問指導	助産師が赤ちゃんの身体測定や赤ちゃんに関する育児相談、お母さんの体調についての相談を行う。 育児不安の解消に努める。
乳幼児訪問指導	保健師や栄養士が育児についての相談を行う。 育児不安の解消に努める。
乳児健康診査	生後4～5ヶ月児を対象に、医師による疾病・異常の早期発見・早期対応のための健診を行う。 他に身体測定、保健師による育児相談、栄養士による栄養相談を実施し、心身の発育・発達の確認や育児不安の解消を図る。 【保健センターで実施】
1歳6ヶ月児健康診査・ 3歳児健康診査	身体測定、内科・歯科健診、発達・育児相談、栄養相談を行う。 医師・歯科医師・歯科衛生士・保健師・栄養士がかかわり、発達・発育の遅れや、病気の早期発見、口腔衛生管理・指導を行う。 【保健センターで実施】

事業名	事業内容
予防接種	<p>予防接種法に基づく定期接種は集団接種と個別接種の併用で実施している。</p> <p>【集団接種】 ポリオ、BCG、三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）</p> <p>【個別接種】 MR（はしか・風しん）、日本脳炎</p> <p>広報や健康づくりカレンダーなどで予防接種の周知徹底を図る。</p>
乳児相談【再掲】	<p>10～11ヶ月児を対象に、身体測定や、保健師による発達育児相談、栄養士による栄養相談、歯科衛生士による歯科相談、発達相談員による発達相談を実施している。</p> <p>【保健センターで実施】</p>
すこやか子ども相談【再掲】	<p>0歳児から就学前までの子どもが対象で、育児や食事などの相談に保健師・栄養士・歯科衛生士・発達相談員などが応じている。</p> <p>【保健センターで実施】</p>
発達相談【再掲】	<p>0歳児から就学前までの子どもが対象で、ことばや子どもの発達に関する相談に発達相談員が応じている。</p> <p>【保健センターで実施】</p>
マタニティ教室	<p>妊婦同士の友達づくりの場となるように、妊婦同士の情報交換、交流の場を提供するとともに、助産師、栄養士、歯科衛生士、保健師による情報提供、相談の場を提供している。</p> <p>【保健センターで実施】</p>
赤ちゃん体操教室	<p>作業療法士による講義や実技、保育士による遊びの紹介を実施している。</p> <p>【保健センターで実施】</p>
歯の健康教室	<p>年3回2歳6ヶ月～3歳までの幼児とその保護者を対象に、歯科医師による検診と歯科衛生士による正しいブラッシングの講習を実施している。</p> <p>【保健センターで実施】</p>
かかりつけ医確保の啓発	<p>健康管理のために、身近な地域での継続的な医療を受けられるためにかかりつけ医確保の必要性を啓発する。</p>

事業名	事業内容
赤ちゃんクッキング (離乳食教室)	赤ちゃんの初めての食事である離乳食について、その作り方や与え方などについて調理実習を組み入れながら実施している。 【保健センターで実施】
不妊への支援	不妊治療が相談できる医療機関や、関係機関の情報提供を充実させる。
小児深夜救急の充実	小児の深夜時間帯の一次救急医療を確保するために、中南和の市町村の負担金をもって、橿原市休日夜間応急診療所に小児深夜救急を設置し、医療を受けやすい体制づくりに努める。
産婦人科一次救急医療事業の充実	奈良県内に産婦人科の一次救急に対応できる病院がなく、妊婦の一次救急に対応するため、病院輪番制を実施していくために、市町村の負担金で支援をしていく。

(3) 要支援児童へのきめ細やかな対応

【現状と課題】

ひとり親は仕事・家事・育児などの負担がすべてかかってくる上、経済的に自立するための就労の場と労働条件を得るのは極めて困難であり、経済的・社会的にも弱い立場に置かれています。自立支援に向けて、個々の家庭の状況に応じた取り組みを進めていくことが望まれます。

田原本町では現在、身体障害者手帳、療育手帳の交付をはじめ、補装具の支給、医療費の補助、ショートステイなどの生活支援などを実施しています。また、障がいのある子どもには、発達相談や巡回相談をはじめ母子保健事業及び子どもたちの関係機関との連携を図りながら生活や発達の支援を行っています。今後も引き続き障がいのない子どもと同様、住み慣れた地域で幸せを感じられるように福祉・保健・医療・教育等の支援体制を整えることが必要です。

多くの子育て家庭が、子育てそのものへの不安や負担を感じている現在、児童虐待は決して特殊なことではなく、誰にでも起こりえることとなっています。現在、児童虐待の把握件数は年々増加しています。今後は虐待の早期発見に努めるとともに、虐待を防止するための活動を進める必要があります。

【計画】

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
ひとり親家庭等の自立支援の推進	・扶養手当の申請等の際にパンフレットを配布し、制度等の周知に努めるとともに、それぞれの家庭に応じた経済的支援や相談事業の充実を図ります。	○	健康福祉課
障がいの早期発見	・乳幼児健康診査において障がいの早期発見に努めるとともに、専門機関と連携し、継続的な支援を行います。 ・幼稚園、保育園などとの連携を強化し、発達障害などの早期発見に努めるなど、子どもの総合的な支援を行います。	◎	健康福祉課 (保健センター)
障がいのある子どもへの支援	・関係機関と連携を図り、障がいのある子どもとその家庭の社会参加や地域交流の機会の提供などの支援に努めます。	◎	健康福祉課 (保健センター)
児童虐待防止対策の充実	・中央こども家庭相談センターをはじめ、各関係機関と連携を図りながら児童虐待の防止及び早期発見に努めるとともに、虐待を防止するための活動を進めます。	◎	健康福祉課

【主な事業】

事業名	事業内容
児童扶養手当	父親の死亡や離婚、あるいは重度の障がいにより、母親または養育者が18歳までの児童(障がいがあるときは20歳未満)を養育し、一定の要件に該当する場合に手当を支給する。
特別児童扶養手当	20歳未満の精神または身体に重度の障がいがある児童や中程度の障がいがある児童を養育し、一定の要件に該当する場合に手当を支給する。

事業名	事業内容
母子家庭医療費助成制度	母子家庭における母子の健康保持増進を図るため、医療費の一部を助成し、母子家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。
母子寡婦福祉資金	母子家庭及び寡婦の方の自立や児童の健やかな育成を支援するために貸し付けを行う。 【中和福祉事務所で実施】
母子相談員制度	母子家庭・寡婦に対する相談相手となり、生活のこと、家のこと、子どもの養育あるいは母子、寡婦福祉資金の利用など、あらゆる相談に応じる。 【中和福祉事務所で実施】
乳幼児期の疾病の予防・早期発見	乳幼児期の成長や発達に合わせて定期的に健康診査を実施し、疾病の予防・早期発見に努める。
障害児福祉手当	20歳未満の在宅重度重複障害児で常時介護を必要とする場合に手当を支給する。
自立支援医療(育成医療)	身体に障がいのある児童、または現存する疾患を放置するとき将来障がいを残すと認められる児童で、治療可能な場合に、医療費の助成を行う。
心身障害者医療費の助成	①身体障害者手帳1～2級②療育手帳Aのいずれかを所有し医療保険の加入者に対し、医療保険の自己負担相当額から定額一部負担金を控除した額を助成する。
補装具の交付、修理	身体障害者手帳を所有する人に対し、必要に応じて身体の失われた部位や障がいのある部位を補って、日常生活を容易にするため、補装具の交付や修理を行う。
発達支援事業	発達の遅れ、疾病や障がいのあることが疑われる乳幼児、育児に不安を持つ親に対する相談や指導などを行っている。 【あそびの教室(療育教室)】 遊びを通じて発達を促し、母子関係の改善を図ることを目的としている。
母子保健と学校保健の連携	乳幼児期から就学・思春期まで一貫した養育により、子どもの健康の保持や増進、障がいの軽減を図るため、母子保健と学校保健の連携を進める。
統合保育・教育	日々の通所や通園、集団活動が可能な障がいのある子どもをできるだけ保育園や幼稚園で受け入れ、障がいのある子どもたちとない子どもたちが、遊びや生活をともにする統合保育や統合教育を実施している。

事業名	事業内容
個々の障がいに応じた保育や教育	発達相談員による子どもの観察や、保育士・教諭に対する研修・助言の実施など、あそびの教室と療育機関や相談機関との連携を図っている。
就学相談・指導の実施	障がいのある人の希望や障がいの実態、通学などを十分に考慮した就学相談・指導を実施している。
特別支援学級の設置	障がいがある児童・生徒に地域での教育を保障するために、小中学校に障がいの実態に対応した特別支援学級を設置している。
母子保健推進ネットワーク会議	福祉・保健・医療・教育・その他関係機関が連絡を持ちながら母子保健の充実、推進を図っていく。
要保護児童対策地域協議会	磯城郡3町で協議会を設置し、児童虐待防止、児童相談、育児支援等について取り組んでいる。

(4) 地域における子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】

田原本町のようにこれまで培われたコミュニティがある地域においても、地域の子どもや子育て世帯への関心が薄れ、地域のつながりが希薄化しつつあります。住み慣れた地域において安心して子育てをするにあたり、地域における交流を深めることは重要です。今後は多様なニーズに対応した子育て支援のネットワークづくりを充実していく必要があります。

【計画】

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
子育て支援サークル等の支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査などにおいて、サークルに関する情報提供に努めるとともに、活動への参加を促します。 ・子育てサークルの活動者が、主体的な住民活動を行えるよう支援に努めます。 	○	健康福祉課 (保健センター)
子育て支援のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの遊びや発達に関することなど多岐にわたる支援が行えるよう、担当者の研修の充実を図るとともに、担当者会議を通じて、ネットワークの強化に努めます。 	○	健康福祉課 (保健センター)
子育て中の親子の交流推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター、子育て相談センターだけにとどまらず、地域の施設等を利用して子育て交流の場の拡充に努めます。 ・子育て交流に関する情報提供とともに、交流への参加を啓発していきます。 	◎	健康福祉課 (保健センター)
世代間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報等による情報提供を通じて交流の場への参加促進に努めます。 ・地域の関係団体等と連携して、性別や年齢にかかわらず、様々な人と交流する場の提供を進めます。 	○	健康福祉課

【主な事業】

事業名	事業内容
子育てサークル活動への支援	子育ての悩みを共有し、気軽に相談のできる子育てサークル活動への参加を促進するとともに、各サークルが自立した活動ができるよう、サークル同士のネットワーク化や運営・活動への支援を図る。
子育てボランティアの育成	地域の人材を積極的に活用し、子育てを支援するため、ボランティアの発掘・育成に努めるとともに、活動しやすい環境の整備に努める。
託児ボランティアの育成・確保	子育て中の保護者が各種学習活動やイベント・行事などへ参加する際に、保護者に代わって子どもを保育するボランティアの育成・確保を図る。
田原本町青少年健全育成推進協議会	まちぐるみで青少年の健全な育成を図るため、関係機関の連携のもとに様々な取り組みを推進する。

(5) 経済的支援

【現状と課題】

アンケート調査結果をみると、少子化対策に関しての考えについて「子育てや教育に係る経済的負担の軽減のための取り組みを充実すべきである」が就学前児童で 62.7%、小学生で 69.0%と高くなっており、子育て支援に関する取り組みにおいては、経済的支援を求める意見が多いことがうかがえます。現在、児童手当や児童扶養手当等の経済的支援を行っていますが、今後も継続的に支援に努める必要があります。

【計画】

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
経済的負担の軽減策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当制度等の普及促進や乳幼児医療の助成など、子育てに伴う経済的負担の軽減を図るための支援を進めます。 ・保育所の保育料決定の際のひとり親家庭や障がいのある方の世帯の減免制度の周知を行います。 	○	健康福祉課

【主な事業】

事業名	事業内容
児童手当(子ども手当)	小学校6年生までの児童を持つ家庭に児童手当を支給する(平成22年度からは、中学生までを対象とした子ども手当制度が施行される)。
乳幼児医療費等の助成	乳幼児医療費の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図る。
妊娠判定料の助成	非課税世帯の妊婦に対して、妊娠中の健康管理を行うために、初回妊娠判定検査の費用について費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。
妊婦健康診査受診費用の助成	妊娠中の健康管理に必要とされる14回分の健診費用の一部を助成し、妊婦の経済的負担を軽減するとともに、妊娠中に必要な健診を適正に受診できるようにする。

事業名	事業内容
児童扶養手当【再掲】	父親の死亡や離婚、あるいは重度の障がいにより、母親または養育者が18歳までの児童(障がいがあるときは20歳未満)を養育し、一定の要件に該当する場合に手当を支給する。
特別児童扶養手当【再掲】	20歳未満の精神または身体に重度の障がいがある児童や中程度の障がいがある児童を養育し、一定の要件に該当する場合に手当を支給する。
母子家庭医療費助成制度【再掲】	母子家庭における母子の健康保持増進を図るため、医療費の一部を助成し、母子家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。
母子寡婦福祉資金【再掲】	母子家庭及び寡婦の方の自立や児童の健やかな育成を支援するための貸し付けを行う。 【中和福祉事務所で実施】
母子相談員制度【再掲】	母子家庭・寡婦に対する相談相手となり、生活のこと、家のこと、子どもの養育あるいは母子、寡婦福祉資金の利用など、あらゆる相談に応じる。 【中和福祉事務所で実施】
障害児福祉手当【再掲】	20歳未満の在宅重度重複障害児で常時介護を必要とする場合に手当を支給する。
自立支援医療(育成医療)【再掲】	身体に障がいのある児童、または現存する疾患を放置するとき将来障がいを残すと認められる児童で、治療可能な場合に、医療費の助成を行う。
心身障害者医療費の助成【再掲】	①身体障害者手帳1～2級②療育手帳Aのいずれかを所有し医療保険の加入者に対し、医療保険の自己負担相当額から定額一部負担金を控除した額を助成する。
幼稚園就園奨励費補助金	幼稚園教育の普及及び少子化対策の一環として、私立幼稚園への就園が経済的に困難な幼児の保護者に対し、補助金を給付することを目的とする。
幼稚園保育料減免措置	3歳児から5歳児の子どもを公立幼稚園に通園させている家庭で、保育料等経費の負担が大きい階層を対象として、保育料の減免等を行う。
要保護・準要保護児童生徒援助費補助金	町立小中学校への就学が、経済的に困難な児童生徒の保護者に対し援助を行う。

2 子育てと社会参加の両立の支援

(1) 保育・放課後児童保育サービスの充実

【現状と課題】

子育てをめぐる社会的環境は大きく変化し、中でも核家族化の進行や保護者の就労形態の変化は、保育・放課後児童保育サービスに対する住民のニーズの多様化をもたらしています。

現在、田原本町では通常保育事業、特定保育事業、延長保育事業、病後児保育事業、一時預かり事業、ショートステイ事業、地域子育て支援拠点事業を実施しており、多くの人が積極的に利用しています。また、放課後児童健全育成事業においては、保育時間の延長や対象児童の年齢の引き上げなどの要望がみられる状況です。

今後は、利用者のニーズを踏まえながら、各種サービスの充実を図るなど、多様化・複雑化する保育ニーズに柔軟に対応した保育・放課後児童保育サービスを提供していくことが必要です。

【計画】

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
各種保育サービスの充実	・利用者のニーズの動向を探りながら、各種保育サービスの充実・拡充を図ります。	◎	健康福祉課
放課後児童保育サービスの充実	・放課後保護者のいない子どもが集団生活の中での遊びや生活を通じて豊かな人間性を育むことができるよう、放課後児童保育サービスの充実・拡充に努めます。	◎	健康福祉課

【主な事業】

事業名	事業内容
通常保育事業	<p>保護者が仕事や病気などの理由で、家庭において十分な保育を受けることができない乳幼児を対象として保育を行う。</p> <p style="text-align: right;">【実施保育園：3か所】</p>
特定保育事業	<p>3歳に達しない児童の保護者のいずれもが、一定程度の日時（週に2、3日程度または午前か午後のみなど）について、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族等が当該児童を保育することができないと認められる場合において、必要な日時について保育園等において保育を行う。</p> <p style="text-align: right;">【実施保育園：2か所】</p>
延長保育事業	<p>保育園において、通常の開所時間である11時間を超えた保育を行う。</p> <p style="text-align: right;">【実施保育園：3か所】</p>
病後児保育事業 <施設型>	<p>児童が病気などの回復期にあるため、自宅での育児を余儀なくされる期間について、その児童の看護を保育園の病後児保育室で行う。</p> <p style="text-align: right;">【実施保育園：3か所】</p>
一時預かり事業	<p>不安定な就労体系や一時的な保護者の疾病、育児疲れなどの場合において、保育を行う。</p> <p style="text-align: right;">【実施保育園：3か所】</p>
ショートステイ事業	<p>児童を養育している家庭の保護者が、疾病などの理由により家庭での児童の養育が一時的に困難になったとき、及びその他緊急的に保護を必要とする場合、児童福祉施設において、一定期間（原則7日間）預かり養育・保護を行う。</p> <p style="text-align: right;">【飛鳥学院で実施】</p>
放課後児童健全育成事業	<p>放課後、保護者が不在である家庭の小学生低学年（1～3年生）を対象に、遊びと生活の場を提供する。</p> <p style="text-align: right;">【実施箇所：5か所】</p>
地域子育て支援拠点事業【再掲】	<p>子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。</p> <p style="text-align: right;">【宮古保育園、保健センター東館に設置】</p>
特別支援保育事業	<p>保育に欠ける特別支援を必要とする子どもの健全な発達のために、特別支援保育の充実を図る。</p>

(2)男女共同参画の推進

【現状と課題】

田原本町の女性の就業率をみると、結婚や出産などにより30～39歳にかけていったん落ち込み再び上昇するM字曲線を描いていますが、以前と比べると曲線が緩やかになっているのとともに、就業率が高くなっており、仕事と子育てを両立している人が多くなってきていることがうかがえます。このような状況の中、安心して子育てを行っていくためには、男女共同参画の視点を踏まえた取り組みが必要です。

「子育ては女性を中心」という考え方が根強い中で、子育ての体力的・精神的負担は、共働きをしている・していないにかかわらず母親に偏っている現状があります。

性別にかかわることなく仕事や社会参加が中断されずに子育てができる社会づくりへの意識を高め、参画したいときに社会へ参画することができる環境づくりに向けて、一人ひとりの意識を育むとともに、企業等に対しても働きかけを行うことが必要です。

【計画】

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
男女平等意識の啓発	・性別にとらわれることなく、自分らしく生きるとともに、お互いの人権を尊重し合うことの大切さについて理解を深めることができるよう、広報紙等による啓発や講演会の開催に努めます。	◎	住民生活課
男女平等教育の推進	・学校教育全体を通じて、人権尊重を基盤とし、児童・生徒一人ひとりの個性を伸ばす男女平等教育の推進に努めます。	☆	教育総務課
子育てへの男女共同参画の啓発	・赤ちゃん体操教室等の機会を捉えて子育てにおいて両親がともにかかわる楽しさと必要性について積極的に啓発を進めます。また、特に父親が参加しやすい雰囲気づくりやチラシ等を通じた啓発を進めます。	●	健康福祉課 (保健センター) 住民生活課

【主な事業】

事業名	事業内容
男女共同参画の意識啓発	男女平等意識の向上を図るため、セミナーの開催や広報の充実を図る。
父親の育児参加についての啓発	乳児健康診査、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査などにおいて、父親の育児参加を啓発する。
父親の参加型事業の実施	関係機関において、父親と子どもを対象にした事業を継続・展開していく。

(3) 子育てしやすい職場づくりの推進

【現状と課題】

女性の社会進出に伴い、子育てと仕事が両立できる職場環境づくりは急務となっています。

アンケート調査結果で保護者の就労状況についてみると、就学前児童の母親の61.4%、小学生の母親の40.4%は「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまでに就労したことがない」と回答しており、うち、7～8割は今後就労の意向があることがうかがえます。また、育児休業制度の取得状況について、「母親が利用した」は就学前児童で18.2%、小学生で11.5%となっており、「父親が利用した」は就学前児童、小学生ともに0.2%にとどまっている状況です。

現在、田原本町ではチラシの配布やポスターの掲示などを通じて各種制度等の周知を行っていますが、今後は商工会とも連携し、広報活動をより活性化していくことが求められます。また、母親だけでなく、父親も子育てに参加しやすい職場環境をつくることで、母親の育児負担の軽減を図ることにもつながることから、職場における子育てと仕事の両立のための取り組みを支援していくことが必要です。さらに、今後就労意向のある人に対して職業能力開発の場や職業情報を提供するなど、再就職を希望する女性への支援が必要です。

【計画】

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
職場との両立支援	・男女がともに子育てと仕事が両立できるように、育児休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働時間の短縮など、労働条件の改善について事業主へ働きかけます。	◎	産業観光課
女性の雇用・再雇用の促進	・女性の雇用、再雇用を促進するため、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、就職情報の提供を行います。	☆	産業観光課

【主な事業】

事業名	事業内容
労働時間短縮の促進	仕事優先の企業風土を見直すため、労働時間短縮や柔軟な勤務形態の普及に向けた啓発を行う。
育児休業制度の定着促進	育児休業の取得推進について、関係団体と連携しながら、様々な機会を通じて制度の活用を推進し、定着を図る。

3 子どもの豊かな成長の支援

(1) 次代の親になるための学習環境の整備

【現状と課題】

かつての親たちは、日々のしつけや家庭教育を家族や親戚、近隣の親たちの姿から学び、支えられて行ってきました。しかし、少子化社会に育った若い親たちは、兄弟の数も少なく、近隣の小さな子どもを世話した経験も少ないため、かつての世代と比べると育児に通じる様々な経験が希薄になっています。こうした背景から、現代にふさわしい家庭教育や次世代の親となる子どもへの体験・学習環境を整備することが求められています。

また、少子化が進む中で、子どもの社会性や自立する力を育成する社会意識づくりが求められています。

【計画】

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
学習環境の整備	・子育ての不安感や孤立感を感じている保護者に対して、個に応じた指導と教育相談を実施するとともに、子育てのよさや悩みなどについて通信を通じた情報提供の充実に努めます。	◎	教育総務課
子育ての社会化の促進	・地域住民をはじめ、PTAや田原本町ボランティアセンター（田原本町社会福祉協議会）等と連携を図り、それぞれの立場に応じた役割を果たし、子育てに喜びを実感できるような社会を形成することができるように子育ての社会化を啓発していきます。	◎	教育総務課 生涯教育課
乳幼児とのふれあいの促進	・乳幼児とふれあうことのできる機会を提供するとともに、幼稚園と小学校の連携を強化することや放課後児童健全育成事業（学童保育）などで自分より小さな子どもの世話をする機会の充実に努めます。	◎	教育総務課 健康福祉課

【主な事業】

事業名	事業内容
地域コミュニティの育成	誰もが参加できる各種地域活動の場や機会づくりに努め、芸術・文化・環境・スポーツ・福祉・教育・健康などの活動を育成する。
NPOやボランティア活動の活性化	NPOやボランティア活動について周知を図るとともに、人材育成を図る。
自然とのふれあい	町が所有する自然を環境教育の場として生かす。自然体験ができる場づくり・仕組みづくりを推進する。
スポーツ活動	スポーツなどを通じて、健康な体と心を養い、ルールを守り、立派な社会人を育成することを目指す。
子ども会活動	地域に立脚した、子どもの手による自主的な活動を推進する。 安全に対する知識と能力を身に付けた子ども、育成者、指導者の養成に努める。
生涯学習講座	子どもたちと地域（まち）の人をつなぐ学習活動やふれあいの場づくりを推進する。
乳幼児とふれあう機会の提供	保育園や幼稚園などにおける小学生・中学生・高校生などのボランティアの受け入れや体験学習を実施する。

(2)多様な学習環境の充実

【現状と課題】

田原本町には、幼稚園が5園、小学校が5校、中学校が2校あり、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせること、「生きる力」を育成することを重点に教育実践を進めています。

今後もさらに、未来を切り拓く確かな学力の育成と豊かな人間性の涵養、これを支える健康でたくましい心身の育成を目指して、個に応じたきめ細やかな指導を推進していく必要があります。

【計画】

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や地域、保育園との連携のもと、幼児に豊かな人間性や、「生きる力」の基礎となる基本的な生活習慣や社会性を身に付けさせるため、一人ひとりに自己実現をさせる指導の充実を図るなど、就学前教育を推進します。 教員の質的向上を図るための研修の充実に努めます。 	◎	教育総務課
確かな学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 学ぶ意欲を高め、自分で課題を見つけ、問題を解決していく力を高める教育を推進します。また、体験的な学習や問題解決能力を高める学習などの充実、ボランティア活動や自然体験活動などを通じて、子どもに豊かな人間性や社会性を育む教育を推進します。 	○	教育総務課
豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> 生活指導、生徒指導等を通じて、他人を思いやる心、社会貢献の精神、生命を大切にしたい人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、正義感や公平さを重んじる心、自立心や責任感などを養い、豊かな人間性を育む教育を推進します。 	◎	教育総務課

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
相談体制の充実	・ 専門機関と連携を図り、いじめや非行、不登校の未然防止に向けて、児童・生徒本人やその保護者を対象に適切な指導や相談活動を充実します。	◎	教育総務課 生涯教育課

【主な事業】

事業名	事業内容
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康・安全についての関心を高めさせ、基本的な生活習慣・態度を身に付けさせる。 ・ 幼児が興味を持ち、安心して生き生きと活動できる環境づくりに努める。 ・ 家庭や地域との連携を図りながら、自然体験、社会体験などの生活体験を重視し、幼児の豊かな心を養う。 ・ 小学校、保育園、地域、家庭との連携を推進する。 ・ 教員の資質向上、教育環境の充実を図る。
学校教育	<p>「確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育」を目指し、各種取り組みを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳教育の充実 ・ 体験活動、ボランティア活動の推進 ・ 豊かな感性、情操を育む教育の推進 ・ 人権、同和教育の推進 ・ いじめ、不登校対策など生徒指導の充実 ・ 体力づくりの推進 ・ 外国語教育、国際理解教育の推進 ・ 情報教育の推進 ・ 環境教育の推進 ・ 魅力ある学校づくりの推進 ・ 信頼される学校づくりの推進 ・ 地域の特徴を生かした教育の推進 ・ 特別支援教育の推進 ・ 教職員の資質向上

事業名	事業内容
相談体制の充実	やすらぎ相談室を中心として、学校、家庭、関係機関・団体と連携をとりながら、一人ひとりの子どもの実態を正確に把握し、適切な対応と援助ができるよう配慮し、家庭や学校で発生する各時期の子どもの悩みに対処し、非行やいじめ、不登校などの解消や予防に努める。

(3) 思春期保健の充実

【現状と課題】

思春期は、子どもから大人になる転換期であり、体や心の健康の問題が、生涯の健康に影響することも指摘されています。

そのため、健康な生涯を送るための基盤づくりとして、性に関する正確な知識や喫煙・薬物の有害性についての知識の普及とともに思春期における喫煙や覚せい剤・シンナー・大麻等の薬物乱用の防止を啓発していくことが必要です。

また、心の問題に関する相談体制の整備・充実が必要です。

【計画】

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
青少年の健康づくり	・学校、家庭、地域が連携し、性教育、未成年の喫煙・飲酒、薬物乱用の防止など、青少年の心身の健康を大切にする教育を推進します。	◎	教育総務課
青少年の相談体制の充実	・学校、家庭、関係機関と連携を図り、青少年の様々な相談に対応できるよう、やすらぎ相談、特別教育相談等の相談体制の充実に努めます。また、専門的な相談に対応できるよう、専門機関との連携を強化します。	◎	生涯教育課

【主な事業】

事業名	事業内容
保健学習の充実	養護教諭が中心となって、生活習慣病・エイズ教育・薬物乱用防止教育・タバコの害に関する教育・性教育に関する授業を行う。
児童・生徒を対象とした啓発事業	性教育（エイズ教育）や薬物乱用、飲酒、喫煙などに関する啓発資料や情報の提供などを行う。
学校保健と地域保健との連携	養護教諭と地域の保健師との連携を図り、思春期の様々な課題への対応を図る。
健康診断	学校での各種健診・検査により、疾病の早期発見及び早期治療に努める。 児童が自分自身の体に目を向け、より良い生活習慣を身に付ける機会とする。
相談体制の充実【再掲】	やすらぎ相談室を中心として、学校、家庭、関係機関・団体と連携をとりながら、一人ひとりの子どもの実態を正確に把握し、適切な対応と援助ができるよう配慮し、家庭や学校で発生する各時期の子どもの悩みに対処し、非行やいじめ、不登校などの解消や予防に努める。

4 子どもが健やかに育つ安心なまちづくり

(1)子育てを支援する生活環境の整備

【現状と課題】

次代に良好な環境を引き継いでいくため、行政と住民が一体となって、環境の保全に努めるとともに、安心して子育てができ、のびのびと安全に利用できる公園施設や公共施設の整備が必要です。

また、十分な判断能力のない子どもたちが、インターネットや書店、コンビニ、テレビなどで性や暴力を描写した有害な情報にふれる機会が多くなっています。田原本町においてもこれら有害情報への対策や自主規制、監視などにおいて町内関係機関、事業所、住民などの協力が必要です。

【計画】

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
子育てに配慮した地域の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 田原本町青少年健全育成推進協議会において子育てを取り巻く現状についての情報交換を行い、子どもが健やかに育つ環境整備に努めます。 妊産婦や子ども連れに限らず、すべての人に配慮されたまちづくりを進めるための意識啓発を行います。 	◎	教育総務課 健康福祉課
子育てにやさしい公共施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 田原本青垣生涯学習センターやスポーツ施設などの公共施設において、子ども連れでも利用しやすいように、バリアフリー化の推進など、必要に応じた施設整備を進めます。 	●	建設課
良好な居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情を踏まえつつ、子育て世代がゆとりを持って生活できる住居と良好な居住環境の整備に努めます。 	☆	建設課

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
公園など身近な遊び場の整備	・子ども会等と連携しながら、園児や小学生が安全安心に使用できる施設の管理を行います。	●	建設課
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	・町内関係機関、事業所、住民などに、性や暴力などに関する有害な情報の提供に対する自主的措置を働きかけます。	●	建設課

【主な事業】

事業名	事業内容
生活道路の整備促進	妊産婦や子どもの安全を確保するため、生活道路や通学路の整備を推進する。
公共施設の利用方法の見直し	妊産婦や子どもをはじめ、誰にでも利用しやすい公共施設を目指す。
安全な遊び場の確保	安全や快適性に配慮し、公園の整備や施設の利用方法などの見直しをする。

(2)子どもの安全の確保

【現状と課題】

近年、凶悪犯罪が増加する中で、子どもがその犯罪の被害者となるケースも増加しています。田原本町では、昨今の社会状況を踏まえ、子ども110番の家の設置、交通安全指導など防犯や交通安全に関する取り組みを行っています。

犯罪の増加、自動車通行量の増加が見込まれる中、今後とも子どもが安全で安心して暮らすことができる環境づくりをまちぐるみで推進していくことが大切です。

【計画】

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
子どもを犯罪から守るための活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯パトロールなど、まちをあげて子どもを対象にした犯罪被害の予防・防止に努めます。 ・不審者から子どもを守るため、ボランティアの協力を得ながら児童公園の見守りを行うとともに、防犯カメラの設置や視覚の妨げをなくし、子どもの安全の確保に努めます。 ・子ども 110 番の家の設置の拡充に努めます。 	◎	住民生活課 建設課 生涯教育課
子どもの交通安全確保の取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教育の徹底を図るとともに、通学指導等の交通安全にかかわる行事や広報活動の充実に努めます。 	◎	住民生活課

【主な事業】

事業名	事業内容
安全に関する意識啓発	防犯や交通安全、防災に関する意識啓発について広報などを通じて実施する。
地域防犯体制の強化	警察や自治体などが協力し、地域ぐるみでの防犯体制を強化する。
子ども 110 番の家の設置	住民の協力を得て、民家や事業所、病院などに設置している。子どもたちが声掛けや連れ去りなど危険に接した際の緊急避難場所になるほか、設置者は子どもを保護し、警察に通報する。
交通安全運動	住民総ぐるみの交通安全活動を計画・実行し、交通安全意識の高揚に努める。 田原本警察署や住民との連携強化により違法駐車を撲滅を図り、交通安全性を高める。

第4章 計画の推進体制

第4章 計画の推進体制

1 庁内体制の整備

次世代育成支援行動計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、産業経済など広範囲にわたっていることから、様々な部局と連携を図り、全庁的に施策を推進します。

また、中央子ども家庭相談センターや保健所、教育機関、警察など関係機関との連携も強化し、総合的な取り組みを進めます。

2 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進行状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、「目標事業量」などをもとに、各年度において実施状況を把握、点検し、計画の着実な推進を目指します。

3 住民との協働体制の構築

本計画の推進にあたっては、住民と行政の協力体制が不可欠です。そのため、事業ごとに特性を考え、住民（地域）と協働体制が取れるよう行政がきめ細かく配慮していきます。

また、子どもにかかわる民間団体と連携を図るとともに、町内の企業・事業所等との連携を図りながら計画を推進します。

4 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、広報紙やホームページ等により、広く住民に周知するとともに、進捗状況について公表していきます。

第5章 計画の目標事業量

第5章 計画の目標事業量

1 特定12事業

ニーズ調査から現状の保育サービスのニーズ量を把握し、これを基にしながら、施設整備の状況等を踏まえるとともに、新待機児童ゼロ作戦の最終年である平成29年の目標事業量を踏まえた上で、計画期間中の目標事業量を以下のとおり設定し、本計画の推進を通じて、達成を目指します。

事業名	単位	平成21年度 現状値	平成26年度 目標事業量
通常保育事業	定員数	440人	450人
	か所数	3か所	3か所
特定保育事業	定員数	10人	15人
	か所数	2か所	2か所
延長保育事業	定員数	80人	100人
	か所数	3か所	3か所
夜間保育事業	利用者数	未実施	実施予定なし
	か所数		
トワイライトステイ事業	利用者数	未実施	実施予定なし
	か所数		
休日保育事業	利用者数	未実施	実施予定なし
	か所数		
病児・病後児保育事業	定員数	12人	15人
	か所数	3か所	3か所
一時預かり事業	定員数	15人	20人
	か所数	3か所	3か所
ショートステイ事業	か所数	1か所	2か所
放課後児童健全育成事業	定員数	150人	180人
	か所数	5か所	5か所
地域子育て支援拠点事業	か所数	1か所	2か所
ファミリーサポートセンター事業	か所数	未実施	実施予定なし

2 施策の評価指標

指 標		現状値	平成 26 年度 目標事業量
1-(1)	家庭教育学級における研修の参加者数	302 人 (平成 20 年)	320 人
1-(2)	乳幼児健康診査の受診率	91.3%	95.0%
	教室(マタニティ教室、離乳食教室、赤ちゃん体操教室、歯の健康教室)への参加の促進(参加者数)	580 人(延べ) (平成 20 年)	630 人 増加
	朝食の摂取状況[5歳児対象調査結果] (毎日食べる人の割合)	95.0% (平成 21 年)	100.0%
1-(3)	療育教室の参加者数	201 人(延べ)	220 人
3-(2)	職員研修の開催回数 (生徒指導、生活指導)	各幼稚園 30 回 各小・中学校 20 回 (平成 21 年)	各幼稚園 33 回 各小・中学校 25 回
4-(2)	子ども 110 番の設置件数	441 本 (平成 21 年)	460 本

資料編

資料編

1 田原本町の概況

(1) 総人口(年齢3区分)の推移

総人口については、平成17年までは増加傾向が続いていますが、平成21年には32,830人と、平成17年より199人減少しています。

昭和60年から平成21年における年代別人口の推移をみると、0～14歳の人口割合は21.8%から13.6%と8.2ポイント下がっている一方で、65歳以上の人口割合は10.7%から23.3%と12.6ポイント上がっており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

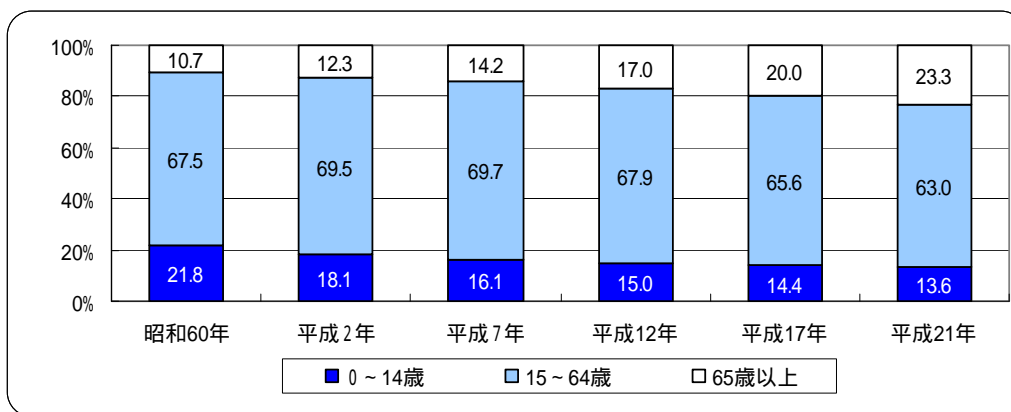
【年齢3区分別人口の推移】

単位:人、%

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
総人口	30,036	31,533	32,837	32,934	33,029	32,830
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	6,561	5,723	5,295	4,947	4,747	4,475
	21.8%	18.1%	16.1%	15.0%	14.4%	13.6%
15～64歳	20,263	21,905	22,872	22,370	21,676	20,693
	67.5%	69.5%	69.7%	67.9%	65.6%	63.0%
65歳以上	3,208	3,887	4,670	5,614	6,606	7,662
	10.7%	12.3%	14.2%	17.0%	20.0%	23.3%
年齢不詳	4	18	0	3	0	0
	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

資料:国勢調査(昭和60年～平成17年各年10月1日)
住民基本台帳(平成21年4月1日)

【年齢3区分別人口割合の推移】



(2) 出生数と出生率の推移

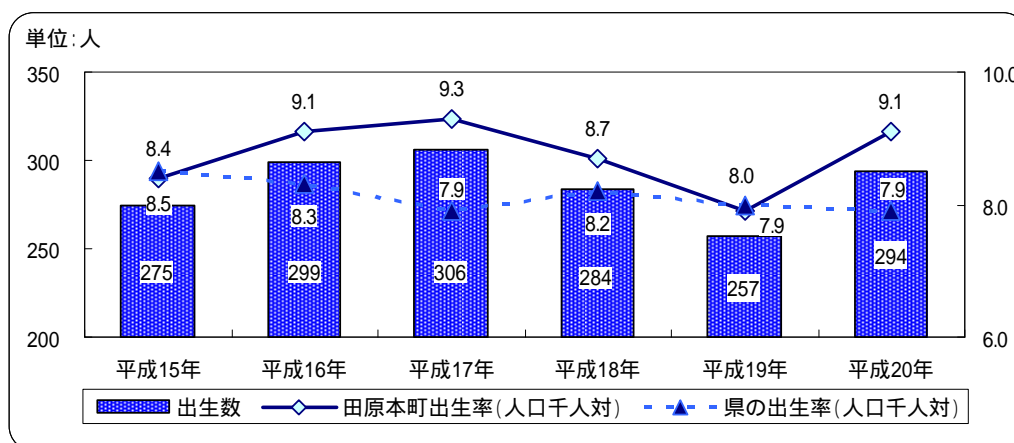
出生数と出生率の推移をみると、増減がみられ、平成20年では出生数が294人、出生率が9.1となっています。また、奈良県下における市町村の出生率を比較すると、田原本町は全39市町村中8位と、上位にあり、奈良県平均の出生率と比較すると高くなっています。

【出生数と出生率の推移】

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
出生数(人)	275	299	306	284	257	294
出生率 (人口千人対)	8.4	9.1	9.3	8.7	7.9	9.1
県の出生率 (人口千人対)	8.5	8.3	7.9	8.2	8.0	7.9

資料：奈良県 人口動態総覧

【出生数と出生率の推移】



参考：奈良県内市町村の出生率(人口千人対)の比較(平成18年)

順位	市町村	出生率
1	香芝市	11.9
2	三郷町	10.2
3	葛城市	9.9
4	橿原市	9.5
5	天理市	9.2
6	大和郡山市	8.8
7	王寺町	8.8
8	田原本町	8.7
9	桜井市	8.5
10	生駒市	8.4
11	大淀町	8.3
12	広陵町	8.1
13	上牧町	7.9
14	奈良市	7.8
15	斑鳩町	7.7
16	安堵町	7.7
17	川西町	7.7
18	大和高田市	7.4
19	河合町	7.1
20	天川村	6.4
21	御所市	6.3
22	平群町	6.1
23	宇陀市	6.1
24	三宅町	6.0
25	下北山村	5.8
26	五條市	5.7
27	山添村	5.6
28	明日香村	5.2
29	高取町	4.9
30	十津川村	4.6
31	下市町	4.5
32	川上村	3.6
33	吉野町	3.2
34	黒滝村	3.0
35	曾爾村	2.9
36	東吉野村	2.8
37	御杖村	1.7
38	野迫川村	0.0
39	上北山村	0.0

(3) 世帯数と1世帯当たり人員の推移

田原本町の世帯数と1世帯当たりの人口の推移をみると、1世帯当たりの人口が年々減少している一方で、世帯数は増加傾向となっています。このことから、田原本町においても核家族化が進行していることがうかがえます。

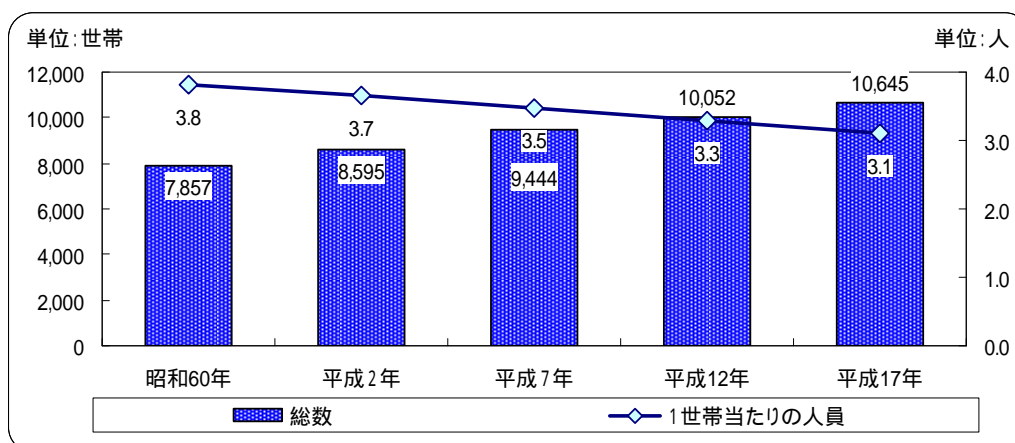
【世帯数と1世帯当たり人員の推移】

単位:人、世帯

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	30,036	31,533	32,837	32,934	33,029
世帯数	7,857	8,595	9,444	10,052	10,645
1世帯当たり人数	3.8	3.7	3.5	3.3	3.1

資料:国勢調査(昭和55年~平成17年各年10月1日)

【世帯数と1世帯当たり人員の推移】



(4) 婚姻の状況

田原本町の婚姻数・離婚数の推移をみると、婚姻数・離婚数ともに増減がみられ、平成20年の婚姻数は167件、離婚数は76件となっています。婚姻率・離婚率について、県と比較すると、婚姻率は全体的に県とほぼ同程度で推移しており、平成18年で4.80となっています。離婚率についても全体的に県とほぼ同程度で推移しており、平成18年では1.99となっています。

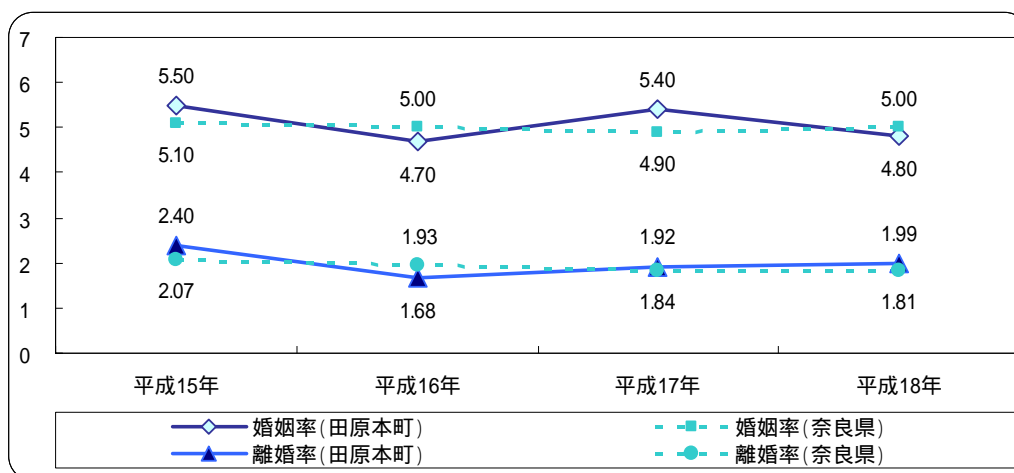
【婚姻数・離婚数の推移】

単位:件

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
婚姻数	181	154	178	156	154	167
離婚数	79	55	63	65	61	76

資料:人口動態総覧

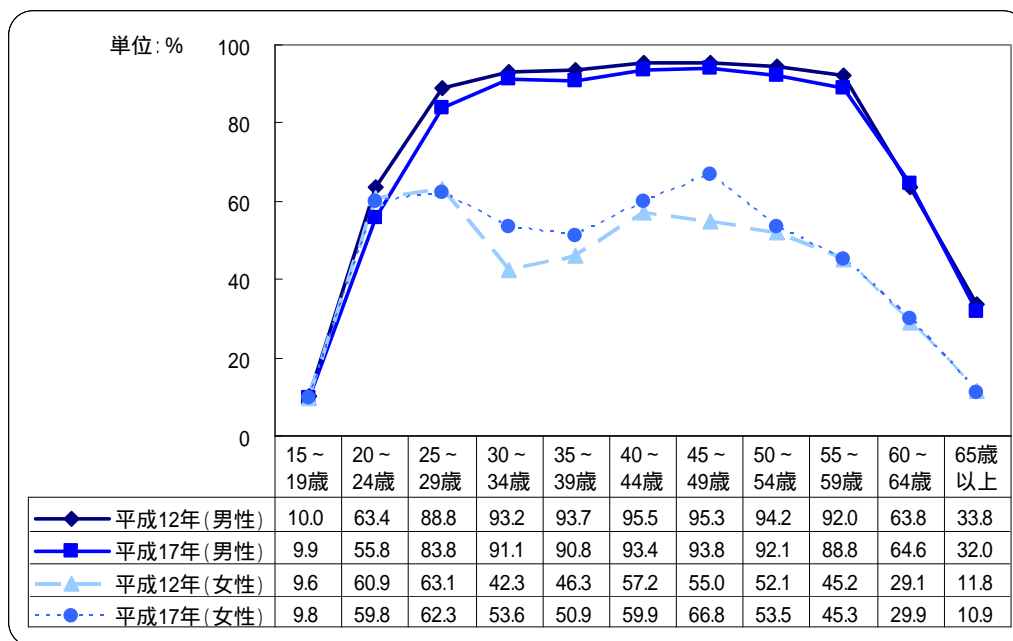
【婚姻率・離婚率の推移】



(5) 就業の状況

田原本町の5歳階級別の就業率の推移をみると、男性は20歳から定年を迎える60歳前後まで就業率が8～9割と高い割合となっているのに対して、女性は全体的に低い割合で推移しています。また、女性は結婚・出産期に低下し、その後再び上昇するM字曲線を描いて推移しています。平成12年と平成17年で比較すると、平成17年の方が曲線が緩やかになっています。

【5歳階級別の就業率の推移】



(6) 保育園・幼稚園の通園状況

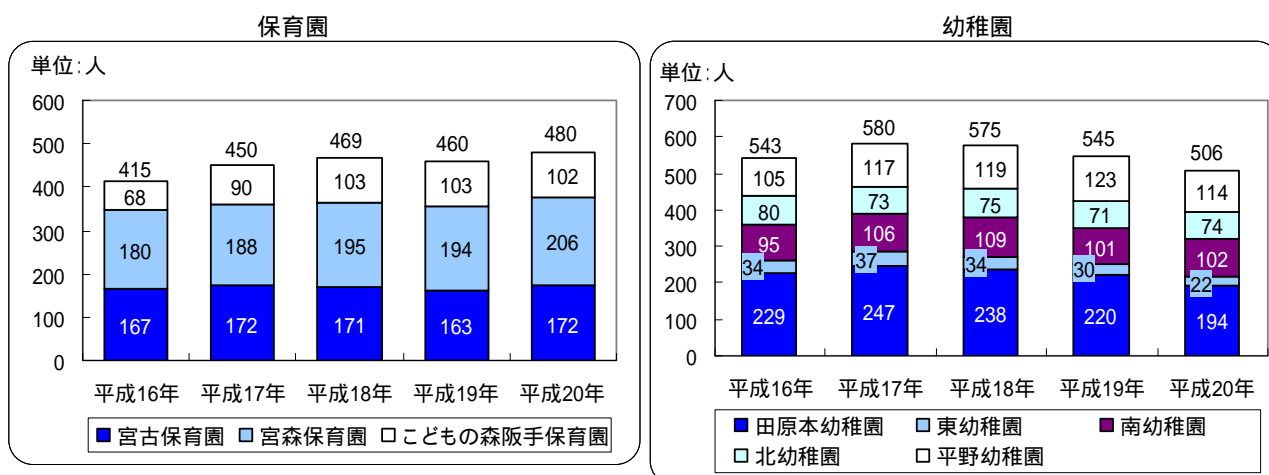
保育園の通園状況についてみると、利用人数は平成18年から平成19年の減少を除いて、増加傾向となっており、平成20年では480人となっています。幼稚園の通園状況については、平成17年の580人を堺に減少傾向となっており、平成20年では、506人となっています。

単位:人

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
保育園	総数	415	450	469	460	480
	宮古保育園	167	172	171	163	172
	町児童	148	154	153	141	141
	宮森保育園	180	188	195	194	206
	町児童	164	168	173	170	179
	こどもの森阪手保育園	68	90	103	103	102
町児童	53	72	80	86	82	
幼稚園	総数	543	580	575	545	506
	田原本幼稚園	229	247	238	220	194
	東幼稚園	34	37	34	30	22
	南幼稚園	95	106	109	101	102
	北幼稚園	80	73	75	71	74
	平野幼稚園	105	117	119	123	114
町外保育所		20	26	36	32	29

各年4月1日現在

【保育園、幼稚園の通園状況】



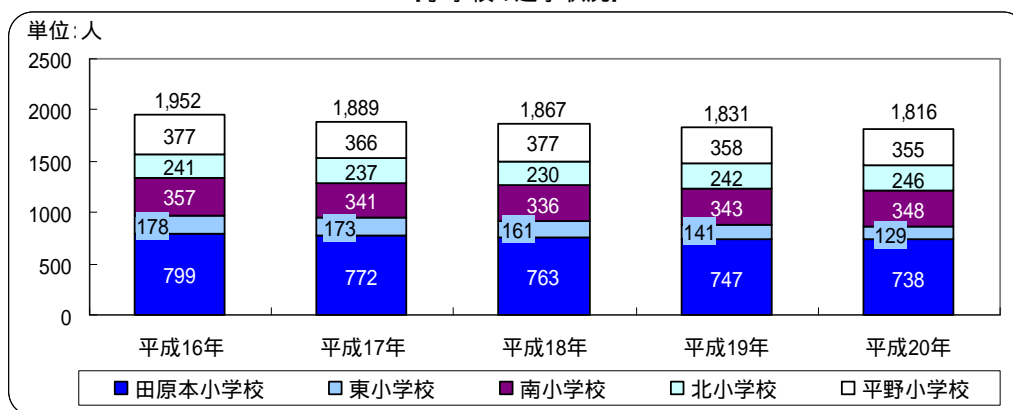
(7) 小学校・中学校の通学状況

小学校の通学状況についてみると、平成16年から20年にかけて減少傾向にあり、平成20年では1,816人となっています。中学校の通学状況についても、平成16年から19年にかけて減少傾向となっており、平成20年では893人となっています。

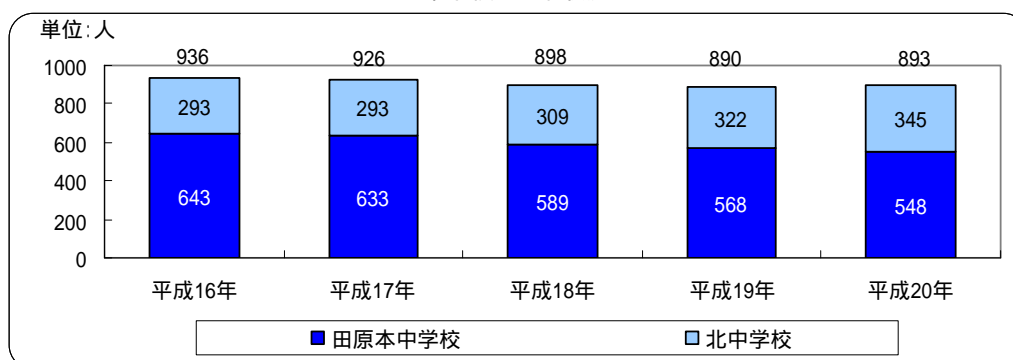
単位:人

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
小学校	総数	1,952	1,889	1,867	1,831	1,816
	田原本小学校	799	772	763	747	738
	東小学校	178	173	161	141	129
	南小学校	357	341	336	343	348
	北小学校	241	237	230	242	246
	平野小学校	377	366	377	358	355
中学校	総数	936	926	898	890	893
	田原本中学校	643	633	589	568	548
	北中学校	293	293	309	322	345

【小学校の通学状況】



【中学校の通学状況】



2 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

「田原本町次世代育成支援行動計画」の策定にあたって町内に在住の「就学前児童」及び「小学生」のいる世帯を対象に調査を行いました。

(2) 調査対象者

調査対象者は「就学前児童」を持つ保護者と、「小学生」を持つ保護者を対象としました。

(3) 回収結果

●調査地域 田原本町全域

●調査対象 ①田原本町内在住の「就学前児童」を持つ保護者

②田原本町内在住の「小学生」を持つ保護者

●対象者数 ①1,081人

②1,056人

●調査方法 対象者に調査票を郵送、郵便での返送による回収

※調査票の回答は抽出された児童の保護者に依頼し、調査の回答にあたっては、原則として抽出された児童について求め、原則無記名とする。

●調査日程 平成21年2月6日～平成21年2月20日

●回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
	1,081	550	50.9%
	1,056	555	52.6%

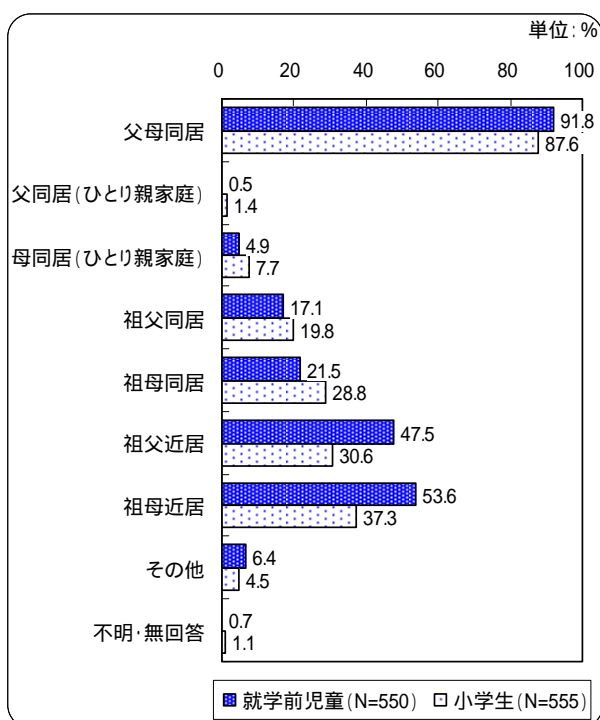
(4) 調査結果

家族の状況について

同居・近居の状況についてみると、就学前児童・小学生ともに「父母同居」が高くなっています。また、「祖父近居」「祖母近居」も高くなっており、特に就学前児童で高くなっています。

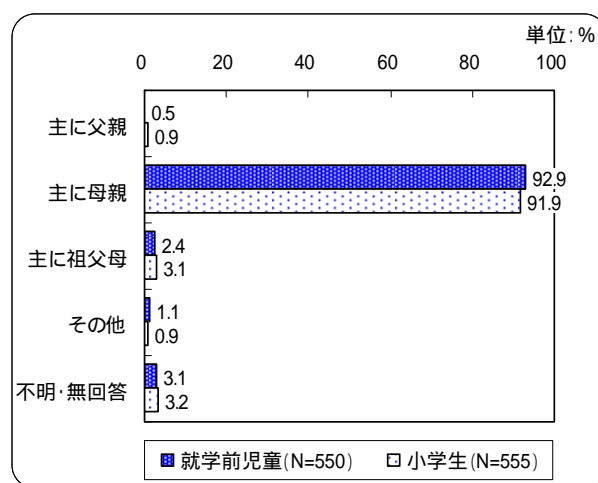
主に世話をしている人については、就学前児童・小学生ともに「主に母親」が9割を超えて高くなっています。また、前回調査と比較すると、「主に母親」が高く、同様の結果となっています。

【同居・近居の状況】

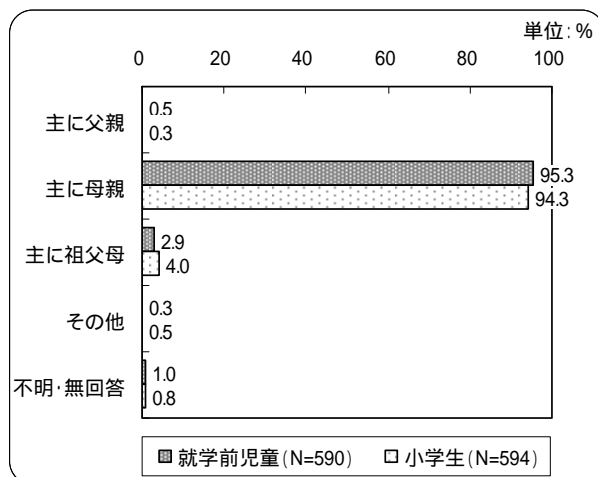


【主に世話をしている人】

今回調査



前回調査



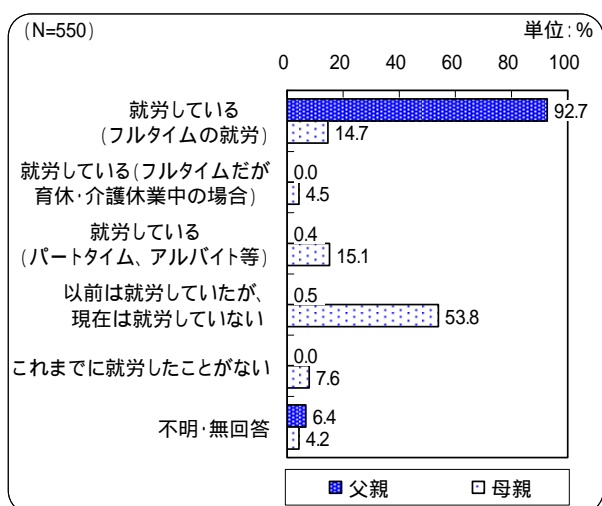
就労状況について

就労状況についてみると、就学前児童・小学生ともに父親は「就労している（フルタイムの就労）」が高くなっており、母親は就学前児童が「以前は就労していたが、現在は就労していない」が53.8%で高く、小学生は「就労している（パートタイム、アルバイト等）」が37.5%で高くなっています。

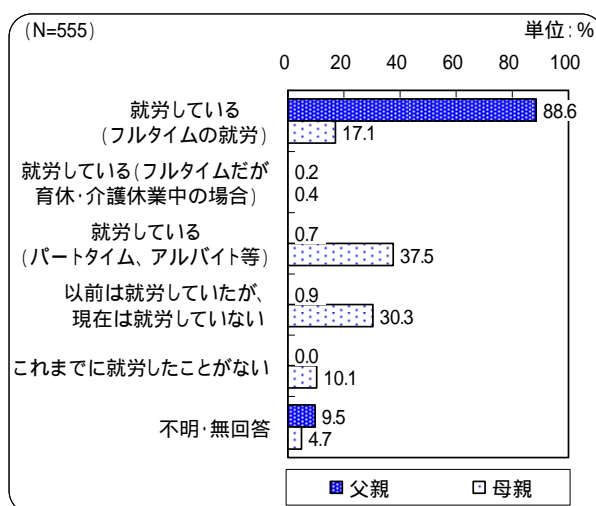
また、現在就労していない、またはこれまで就労したことのない母親の今後の就労希望についてみると、就学前児童・小学生ともに「有（1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」が高く、特に就学前児童で約7割と高くなっています。

育児休業制度の利用状況についてみると、「母親が利用した」が就学前児童で18.2%、小学生で11.2%となっており、「父親が利用した」は就学前児童・小学生ともに0.2%にとどまっています。

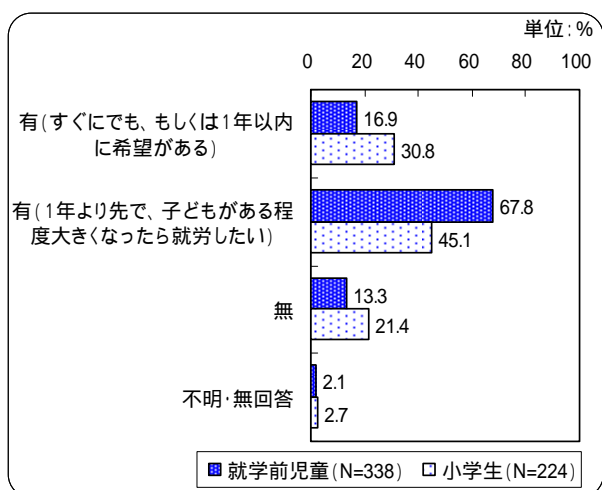
【就労状況(就学前児童)】



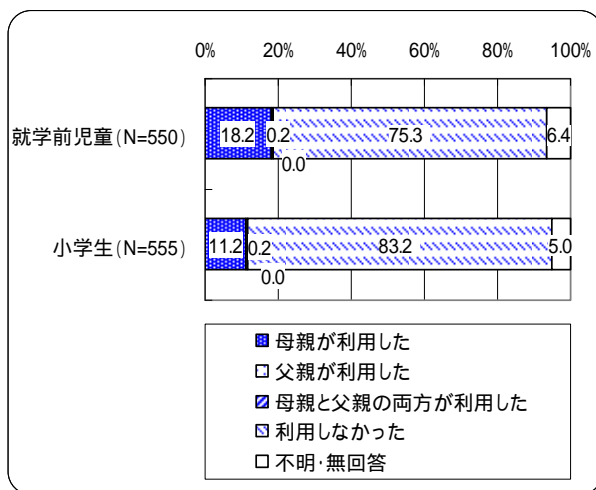
【就労状況(小学生)】



【母親の就労希望】



【育児休業制度の利用状況】



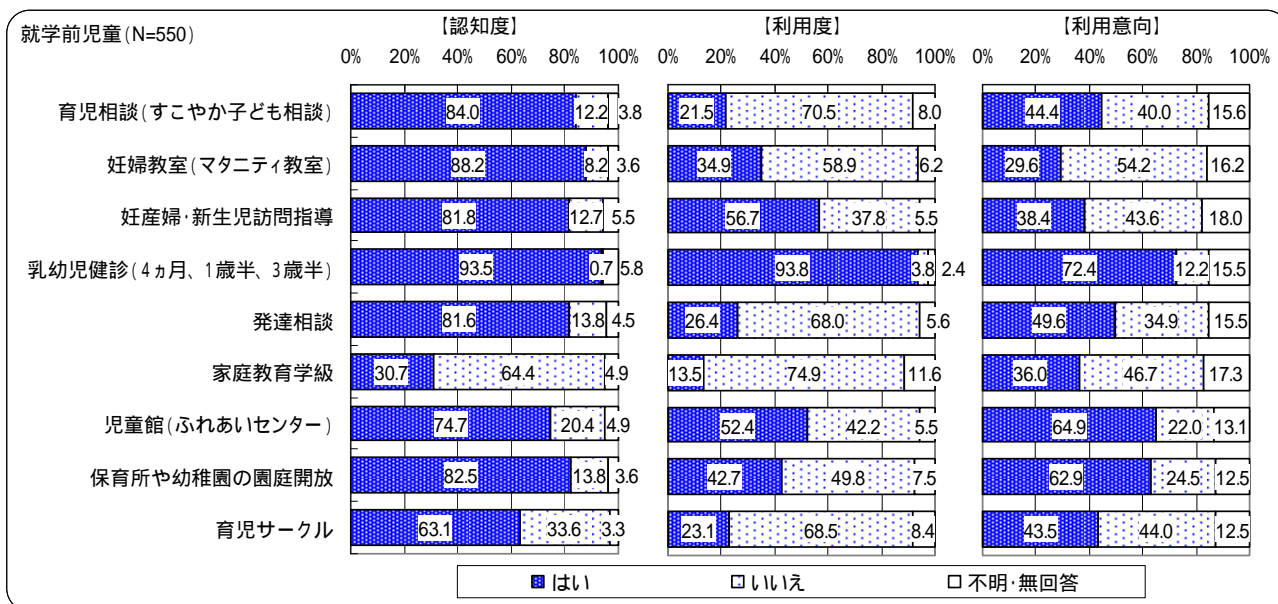
子育て支援サービスについて

子育て支援サービスについてみると、就学前児童では「家庭教育学級」の認知度がほかの項目と比べて低くなっています。また、「乳幼児健診（4ヶ月、1歳半、3歳半）」以外のすべての項目で、認知度に対して利用度が大幅に低くなっており、「発達相談」に関しては利用度に比べて利用意向が高くなっています。

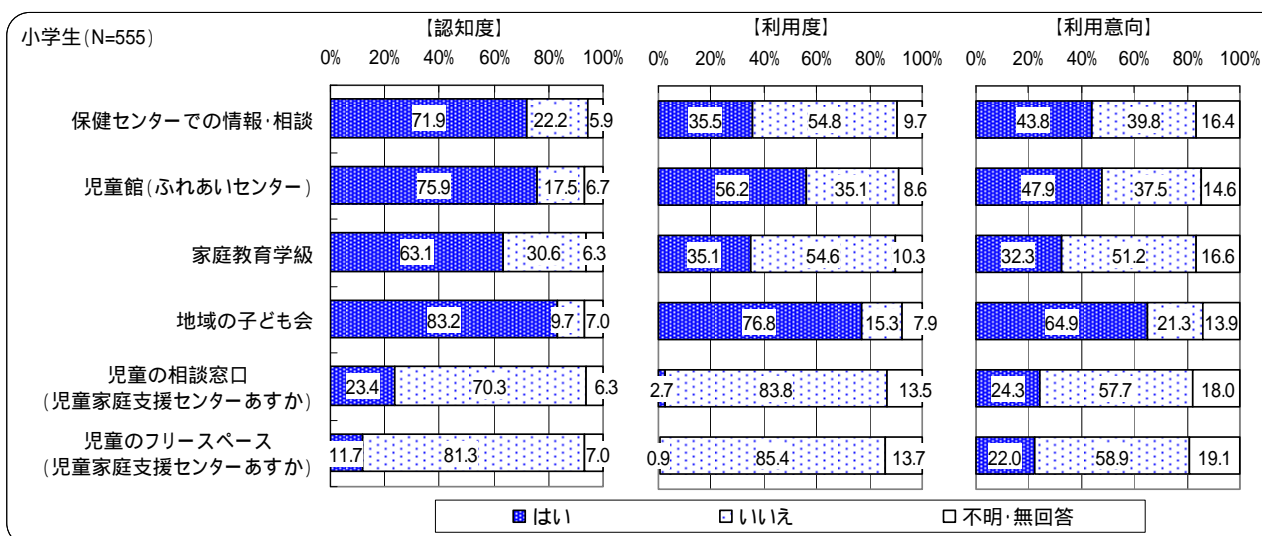
小学生では「児童の相談窓口（児童家庭支援センターあすか）」「児童のフリースペース（児童家庭支援センターあすか）」については、利用度に対して利用意向が高くなっていますが、「地域の子ども会」については、利用度に対して利用意向がやや低くなっています。

【子育て支援サービスについて】

就学前児童



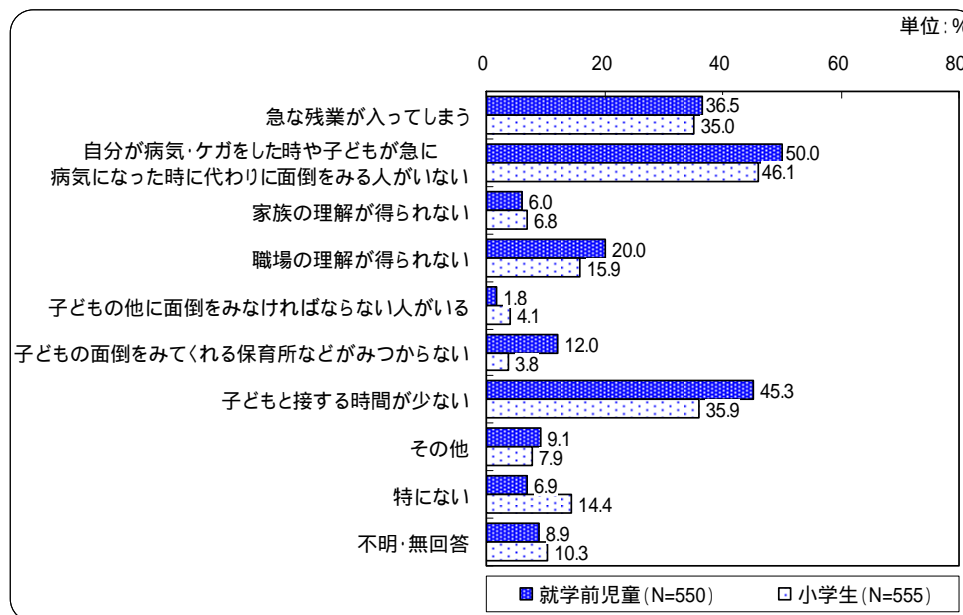
小学生



仕事と子育てについて

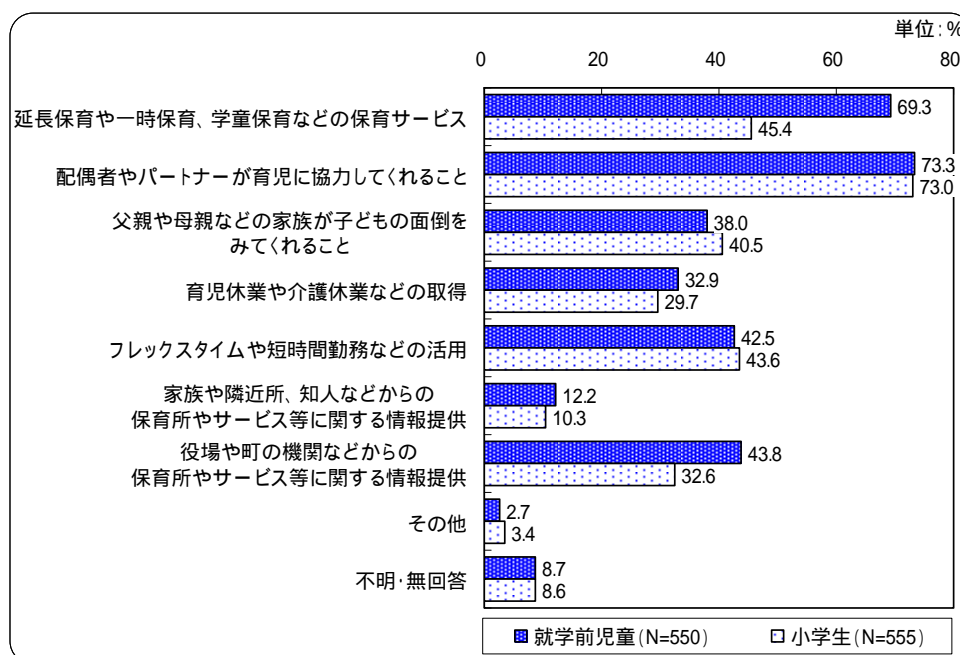
仕事と子育てをする上で大変だと感じることについてみると、「自分が病気・ケガをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」が就学前児童で50.0%、小学生で46.1%とそれぞれ最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」「急な残業が入ってしまう」が高くなっています。

【仕事と子育てをする上で大変だと感じること】



仕事と子育ての両立に必要なことについてみると、「配偶者やパートナーが育児に協力してくれること」が就学前児童で73.3%、小学生で73.0%とそれぞれ最も高く、次いで「延長保育や一時保育、学童保育などの保育サービス」が高くなっています。

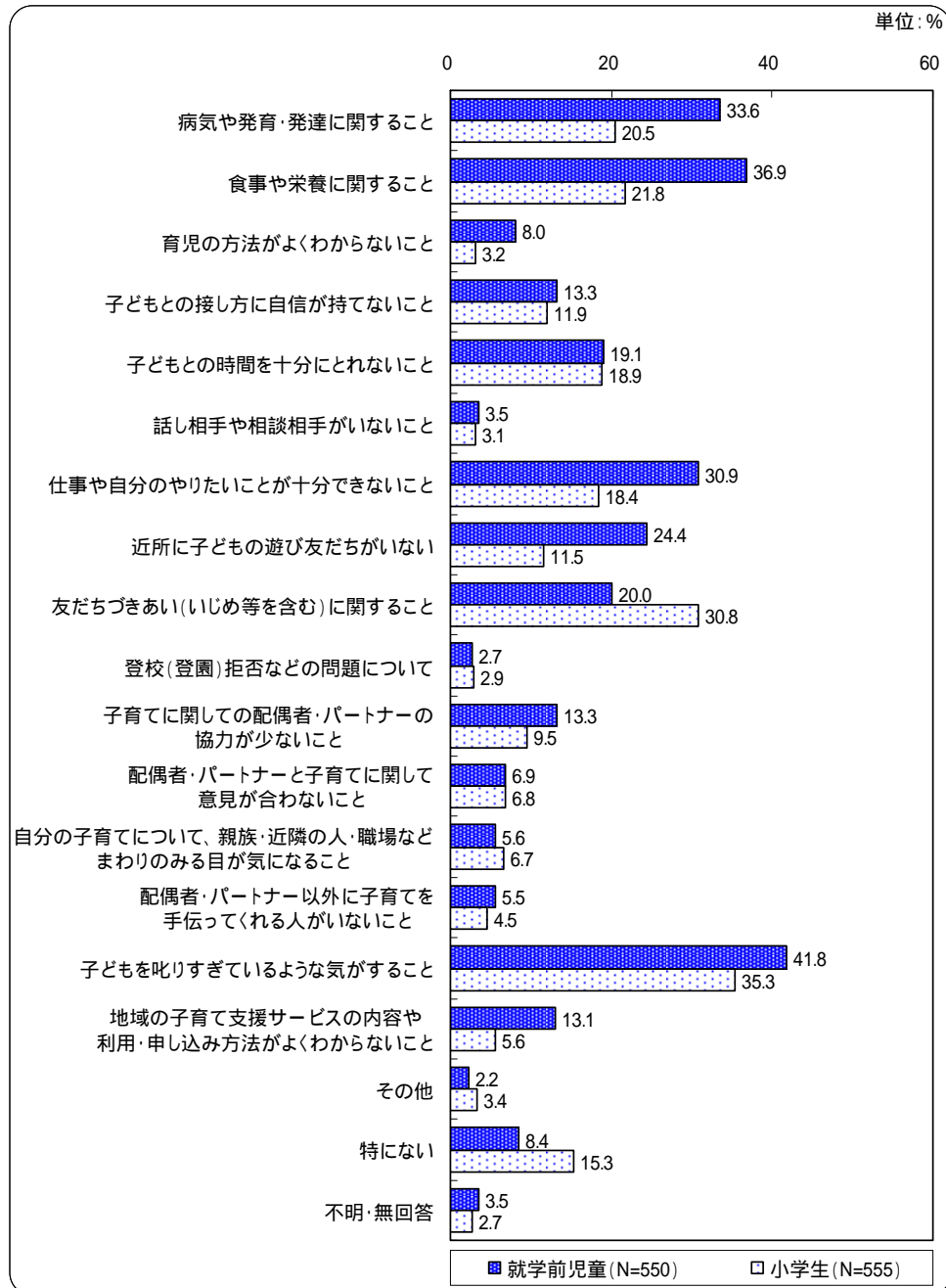
【仕事と子育ての両立に必要なこと】



子育ての不安と悩みについて

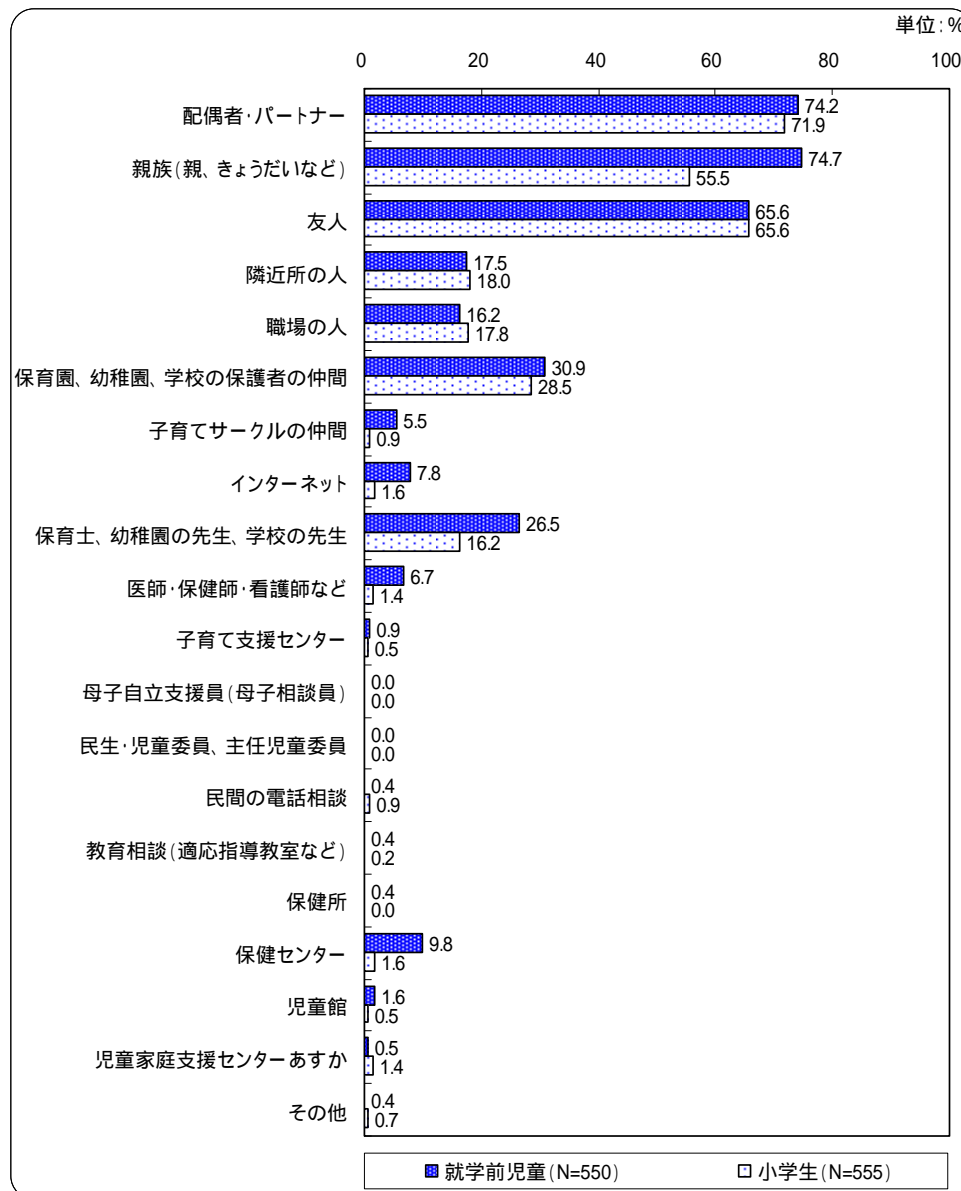
日頃悩んでいること、気になることについてみると、就学前児童・小学生ともに「子どもを叱りすぎているような気がする」とが最も高く、次いで、就学前児童では「食事や栄養に関すること」が、小学生では「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関する」とが高くなっています。

【日頃悩んでいること、気になること】



悩みや不安の相談先についてみると、就学前児童・小学生ともに「配偶者・パートナー」「親族（親、きょうだいなど）」「友人」が突出して高くなっており、身近な人が相談相手となっていることがうかがえます。

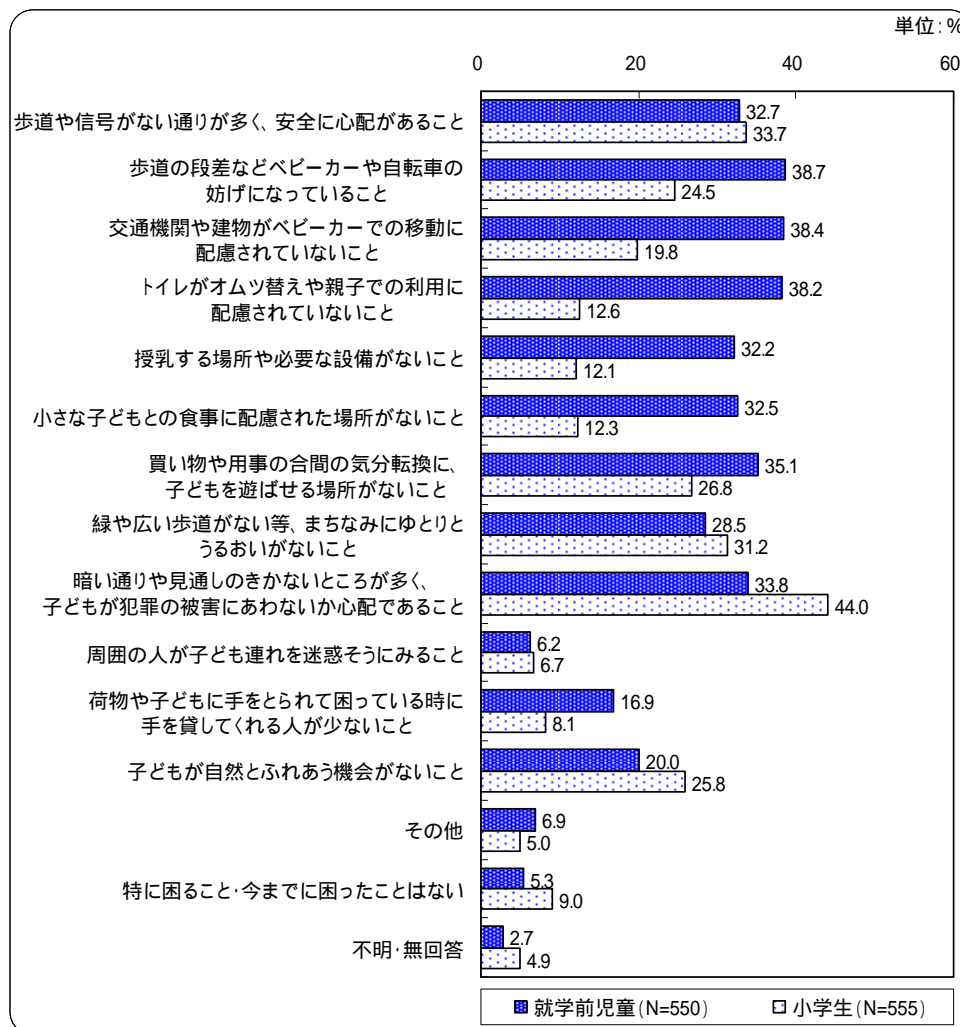
【悩みや不安の相談先】



外出の際、困ること・困ったこと

外出の際、困ること・困ったことについてみると、就学前児童は「歩道の段差などベビーカーや自転車の妨げになっていること」「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていないこと」「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」がいずれも約4割と高くなっています。小学生では「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配であること」が44.0%と最も高くなっています。

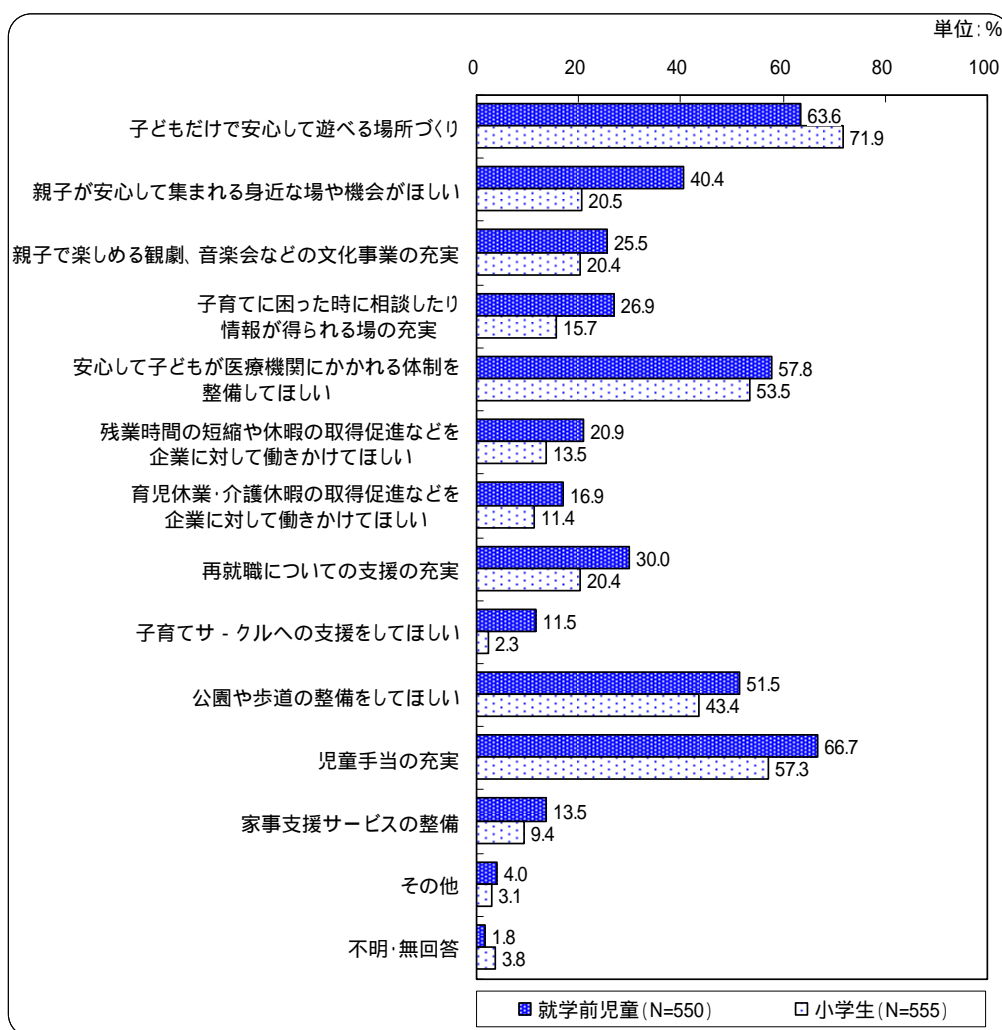
【外出の際、困ること・困ったこと】



子育て支援で力を入れてほしいこと

子育て支援で力を入れてほしいことについてみると、「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」が小学生で71.9%と最も高く、就学前でも63.6%と高くなっています。「児童手当の充実」は就学前で66.7%と最も高く、小学生でも57.3%と高くなっています。次いで、就学前児童・小学生ともに「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が高くなっています。

【子育て支援で力を入れてほしいこと】



3 策定の経過等

策定経過

日 時	内 容
平成 20 年度	
平成 21 年 2 月 6 日～ 2 月 20 日	「次世代育成支援に関するニーズ調査」の実施 田原本町の保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、子育て世帯の生活実態、要望、意見等について把握
平成 21 年度	
平成 21 年 11 月 18 日	第 1 回 次世代育成支援行動計画策定協議会の開催 ・ 田原本町次世代育成支援行動計画とは ・ 田原本町の子育てを取り巻く状況について
平成 21 年 12 月 15 日	庁内ヒアリング調査の実施 庁内各課に前期計画に基づく取り組み状況と今後の方向について聞き取り調査を実施
平成 22 年 1 月 26 日	第 2 回 次世代育成支援行動計画策定協議会の開催 ・ 田原本町次世代育成支援後期行動計画（素案）について
平成 22 年 3 月 15 日	第 3 回 次世代育成支援行動計画策定協議会の開催 ・ 田原本町次世代育成支援後期行動計画（案）について

田原本町次世代育成支援行動計画策定協議会設置要綱

田原本町告示第 56 号

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「田原本町行動計画」という。)を策定するため、田原本町次世代育成支援行動計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 田原本町行動計画策定に関すること。
- (2) その他田原本町行動計画に関連する次世代育成支援対策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、町長が委嘱又は任命する別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、田原本町行動計画の作成の完了までとする。ただし、委員が別表に掲げる職を退いたときは、委員を辞任したものとみなす。

2 辞任した委員の後任となる委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長をおく。

2 会長は民生児童委員協議会会長をもってこれに充てる。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

3 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めるとともに関係機関に対し協議会への協力を要請することができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、住民福祉部健康福祉課においておこなう。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

別表

田原本町次世代育成支援行動計画策定協議会委員

田原本町議会議長

田原本町議会厚生環境常任委員会委員長

田原本町民生児童委員協議会会長

田原本町商工会長

田原本町医師会長

田原本町歯科医師会長

田原本町立宮古保育園園長

田原本町社会教育委員長

田原本警察署長

中央子ども家庭相談センター所長

副町長

田原本町次世代育成支援行動計画策定協議会委員名簿

役 職 名	氏 名	備 考
田原本町議会議長	松 本 宗 弘	
田原本町議会厚生環境常任委員会委員長	松 本 美 也 子	
田原本町民生児童委員協議会長	山 中 悌 二 郎	
田原本町商工会長	山 田 至 完	
田原本町医師会長	殿 村 吉 正	
田原本町歯科医師会長	安 井 嘉 利	
田原本町立宮古保育園園長	森 和 俊	
田原本町社会教育委員長	安 田 章 男	
田原本警察署長	宮 本 安 男	平成21年11月16日～ 平成22年2月25日
	西 谷 征	平成22年2月26日～ 平成22年3月31日
中央子ども家庭相談センター所長	岸 岡 靖 郎	
副町長	森 口 淳	

(敬称略、順不同)

田原本町次世代育成支援後期行動計画

発行年月日	平成 22 年 3 月
発 行	奈良県田原本町
編 集	田原本町健康福祉課 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町 890-1 電 話 0744-32-2901 F A X 0744-32-2977
策定協力	(株) 日本出版 都市計画事業部